

平成 2 3 年 6 月 2 0 日 開 会

平成 2 3 年 6 月 2 0 日 閉 会

平 成 2 3 年

第 2 回 定 例 会 会 議 録

小 豆 島 町 議 会

# 平成 23 年 第 2 回 小豆島町議会定例会会議録

小豆島町告示第 38 号

平成 23 年第 2 回小豆島町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 23 年 6 月 6 日

小豆島町長 塩 田 幸 雄

記

- 期 日 平成 23 年 6 月 20 日 (月)
- 場 所 小豆島町役場 議場

開 会 平成 23 年 6 月 20 日 (月曜日) 午前 9 時 30 分

閉 会 平成 23 年 6 月 20 日 (月曜日) 午後 2 時 05 分

## 出席、欠席（応招、不応招）議員名

出席 ○ 欠席 ×

議席 番号	氏 名	6月20日		
1	森 口 久 士	○		
2	谷 康 男	○		
3	大 川 新 也	○		
4	柴 田 初 子	○		
5	藤 本 傳 夫	○		
6	森 崇	○		
7	新 名 教 男	○		
8	安 井 信 之	○		
9	植 松 勝 太 郎	○		
10	渡 辺 慧	○		
11	村 上 久 美	○		
12	鍋 谷 真 由 美	○		
13	中 江 正	○		
14	中 村 勝 利	○		
15	浜 口 勇	○		
16	秋 長 正 幸	○		

地方自治法第121条の規定による出席者

職 名	氏 名	第1日		
町 長	塩 田 幸 雄	○		
副 町 長	竹 内 章 介	○		
教 育 長	後 藤 巧	○		
企画財政課参事課長	松 本 篤	○		
総 務 課 長	空 林 志 郎	○		
住民福祉課参事課長	宗 保 孝 治	○		
税 務 課 長	松 尾 俊 男	○		
住 民 福 祉 課 長	森 弘 章	○		
保 険 事 業 課 長	島 田 憲 明	○		
介 護 事 業 課 長	岡 秀 安	○		
環 境 衛 生 課 長	樋 元 一 郎	○		
商 工 観 光 課 長	坂 東 民 哉	○		
オ リ ー プ 課 長	城 博 史	○		
農 林 水 産 課 長	石 山 豊	○		
建 設 課 長	尾 田 秀 範	○		
人 権 対 策 課 長	浜 本 広 志	○		
池田総合窓口センター所長	村 口 佐 吉	○		
会 計 管 理 者	高 橋 龍 司	○		
収 納 対 策 室 長	谷 部 達 海	○		
水 道 課 長	曾 根 為 義	○		
学 校 教 育 課 長	田 村 房 敬	○		
社 会 教 育 課 長	大 下 淳	○		
介護老人保健施設事務長	(兼)岡 秀 安	○		
病 院 事 務 長	荘 野 守	○		

職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 大江正彦

議事日程

別紙のとおり

平成23年第2回小豆島町議会定例会議事日程

平成23年6月20日（月）午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名について
- 第2 会期の決定について
- 第3 所管事務調査報告について
- 第4 一般質問 8名
- 第5 報告第6号 平成22年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について  
(町長提出)
- 第6 報告第7号 平成22年度小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書について  
(町長提出)
- 第7 議案第33号 小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 第8 議案第34号 小豆島町母子家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 第9 議案第35号 小豆島町保健センター条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 第10 議案第36号 平成23年度小豆島町一般会計補正予算（第2号）  
(町長提出)
- 第11 議員派遣について
- 第12 閉会中の継続調査の申し出について (各常任委員長提出)
- 第13 閉会中の継続調査の申し出について (議会運営委員長提出)

開会 午前9時30分

○議長（秋長正幸君） 携帯電話をマナーモードに切りかえてください。

なお、議員申し合わせ事項が一部改正され、10月末までの間、小豆島町議会におけるすべての会議についてクールビズを実施することとし、ノーネクタイ、上着の着用は自由となっております。また、上着の着脱は各自の判断にお任せします。

おはようございます。

本日は、何かとご多忙のところご参集くださいますありがとうございます。

今期定例会の議事日程等につきましては、去る6月13日開催の議会運営委員会におきましてお手元に配付のとおり決定しましたので、皆様のご協力をお願いします。

開会に先立ちまして、町長から今期定例会招集のごあいさつがあります。町長。

○町長（塩田幸雄君） 本日、小豆島町議会6月定例会が開催されるに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員の皆様には、何かとご多用の中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

東日本大震災発生後、はや3カ月が経過いたしました。福島第一原発がいまだに安定せず、たくさんの方が不安な日々を過ごされております。一日も早い復興への道筋を示していただきたいところがございます。そのような中、本町におきましても西日本において発生すると言われていた大規模地震に対しての防災対策の見直しを進めてまいりたいと考えております。

さて、本定例会は繰越明許費繰越計算書の報告2件、条例案件3件、補正予算の審議1件をお願いすることとなっております。議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきますが、十分ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。以上、簡単ではございますが、今期定例会に当たりましてのごあいさつといたします。

○議長（秋長正幸君） 既に各議員もご承知のことと思いますが、去る5月12日付で就任されました後藤教育長よりごあいさつをお願いいたします。教育長。

○教育長（後藤 巧君） 失礼します。今議長さんからお話がありましたように、5月12日付で明田教育長の後を教育長に就任しました後藤です。25歳まで馬木で育って、60前にしてまた安田に住むようになっております。皆様もご存じのとおり、私は3月まで学校現場で子供に力をつけるための陣頭指揮を取っておりました。そういう関係で、町長がブログで発信しています小豆島の未来の2番目にあります子育ての島、実現、そして本年度の小豆島の魅力創造プロジェクト、オリーブアイランド教育ルネサンスの実現に向けて誠心誠意取り組む覚悟でございます。その実現のためには、どうしても教員に力をつけることが第1番だと考えております。そのためには、学校環境、幼稚園も保育所も含めた学校環境を整えて先生方が研修、指導に集中できるようにしたいと思っておりますし、学校指導養成訪問等におきましては、あらゆる適切な指導を行うことによりまして、先生方の研修の意欲を高めていくつもりでございます。

議員の方々、今後とも皆さん方のご支援、ご指導をいただきながら頑張るつもりでございますので、よろしく願いいたします。簡単ですけども就任のあいさつとさせていただきます。

○議長（秋長正幸君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、本日の第2回定例会は成立しました。

これより開会します。（午前9時34分）

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に、報告事項であります。2月25日以降6月10日までの主要事項に関

する報告及び監査委員よりの出納例月検査執行状況報告書3件については、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

これより日程に入ります。日程はお手元に配付のとおりです。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（秋長正幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第118条の規定により、2番谷康男議員、3番大川新也議員を指名しますので、よろしくお願いたします。

~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りします。

今期定例会の会期であります。配付しております日程表によりまして、本会議は本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日1日と決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 所管事務調査報告について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第3、所管事務調査報告についてを議題といたします。

閉会中に委員会を開催し、調査された案件について会議規則第76条の規定により教育民生常任委員長から報告を求めます。渡辺委員長。

○教育民生常任委員長（渡辺 慧君） 平成23年6月20日。小豆島町議会議長秋長正幸殿。教育民生常任委員会委員長渡辺慧。

調査報告書。

本委員会に付託された調査案件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第76条の規定により報告します。記。

1. 調査案件。小豆島の医療を取り巻く動向について。

2. 調査の経過。平成23年5月24日、委員会を開催し、町長、副町長、内海病院及び担当課職員の出席を求め、調査した。

3. 調査の結果。内海病院事務長及び事務次長から小豆島の医療に関する将来推計、小豆医療圏の医療を考える検討委員会の検討状況等の説明を受けた後、出席委員、傍聴議員から意見を求めた。

(1)将来における圏域の人口及び患者数の推計、内海病院及び土庄中央病院の経営状況などから、両公立病院の統合を前提として国の助成制度の活用に向けた手続を進めることについては肯定的な意見が大半を占めたが、一方で議会や住民に対する説明が不十分であり、まず住民の意見を聞くべきとの意見もあった。

(2)病院問題については、医療スタッフはもとより町執行部と議会が情報交換を密にし、

住民にとってよりよい選択をすべきであり、今後積極的に情報交換の機会を設けていくことを確認した。なお、住民意見の聴取については、その方法等を含めて今後の検討課題とした。

(3) 公立病院の統合については、両町の合意が前提となるため、両町議会の間でも十分な意見交換と連携を図るべく努力することを確認した。以上、報告いたします。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これで所管事務の調査報告を終わります。

~~~~~

#### 日程第4 一般質問

○議長（秋長正幸君） 次、日程第4、一般質問を行います。

通告を受けておりますので、順次発言を許します。8番安井信之議員。

○8番（安井信之君） 私は、2つのことについて町長のお考えを聞きたいと思います。  
まず最初に、小豆島医療について。

今、小豆島の医療は大きな変革の時を迎えています。私は、合併問題が取りざたされていたときから、病院の統合を考えていかなければならないと考えていました。来る時が来たんだなあという感があります。教育民生常任委員会で住民への説明、土庄町医療スタッフとの丁寧な協議が重要であるとの認識は、行政と議会で共有されたと思います。この局面を後ろ向きにとらえるのではなく、将来に向けたよい機会であると思うことが必要であり、小豆島医療圏の医療スタッフ確保や、病院運営において県の積極的なかかわりを問うよい機会であると思います。

そこで、香川県地域医療再生計画に基づく小豆島の医療について、町長はどのような構想で、どのようなプロセスで実現していく考えか伺います。

2つ目、町職員の意識向上について。

2011年度予算で、住民サービスに関する前向きな施策が多く含まれています。しかしながら、住民に対してその施策の説明がうまく伝わっていない感があります。行政サービスの窓口である職員の施策に対する認識も人それぞれであります。施策に精通している者、していない者、行政サービスに差が生じている事例があります。また、施策の外に向けたアピールもうまくできていない嫌いがあります。

そこで、施策に対する共通認識をどのように構築し、PRしていくつもりなのかお伺いいたします。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 安井議員から、小豆島の医療について町職員の意識向上についてご質問いただきましたので、順番に私の考えをお話をしたいと思います。若干長くなるかもしれませんが、ご容赦願いたいと思います。

まず、初めの小豆島の医療についてのご質問ですけれども、去る10日に香川県から小豆島の医療のあり方、とりわけ2つの公立病院、土庄病院と内海病院のあり方について考え



方が示されました。内容をちょっとご説明しますが、私はこの香川県の小豆医療のあり方についての見解に基本的には賛成でありまして、この香川県の考え方が実現されるように町長として全力で努力したいと思っております。

まず、香川県の今回提案された案というのは、土庄病院と内海病院をそれぞれ無床の診療所に改めて、新たに新しい急性期に対応できる、入院もできる総合病院をつくるという提案であります。県の提案によると、250床程度で、内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産科、眼科、耳鼻科、リハビリ科、放射線科の外科諸科、そういった小豆島の中で必要な2次医療が確保できる診療科目を備えた総合病院、急性期に対応できる病院をつくったらどうかという提案であると考えております。

なぜこういう提案が出されたかという背景を考えますと、かつて小豆島は人口6万、5万のときには2つの公立病院のニーズがあったと思いますが、まず人口が3万人から2万5千人に向けて急激に減っているということとか、少子・高齢化が進んでいるということ、現在の2つの公立病院では2つともに経営をしていくことが大変難しくなるということが、人口規模からして予想されるということが1点目にあると思います。

それから2点目に、全国的に医師とか看護師の確保が難しくなっている中で、小豆島というハンディキャップのあるところにレベルの高い医師、看護師を2つの病院で確保していくことが難しい。1つのレベルの高い病院にすることによって、必要な医師が確保、また看護師が確保できるのではないかという提案だろうと思います。

かつて、内海病院、土庄病院でも2次医療にはかなり対応できておりましたが、近年の医師不足等の状況によりまして、例えば心筋梗塞などがあった場合に、現在もう既に内海病院、土庄病院では対応できない状況になってまして、ヘリコプターであるとか、高速艇などを活用して高松の病院に搬送しているという状況が続いておりますが、今後高齢化が進むと、心筋梗塞とかそういう循環器系あるいは脳に関する疾病がふえるわけですが、こういった疾病は時間との勝負でありまして、高松に搬送するのではなくて、小豆島の中でそういう2次医療が完結できるような体制を整えることが必要であると思います。それは、小豆島に住む人々にとって必要不可欠なことだと思っておりますが、現行の2病院体制を続けていたのではそれができない、1つの急性期の病院をつかって、そこに必要なスタッフを集めることによって、そういう2次医療にも対応できる医療を小豆島でつくるべきではないかという提案、そしてそれに対して香川県も全力で応援してくれるというメッセージであると思います。

この提案は、現在国が地域医療再生を行う場合に特別な基金を設ける制度がありまして、その基金を活用する場合、公立病院の統合であれば2分の1の補助が今ならできるといって、そういうようなタイムスケジュールも考えての提案であったと思っております。

以上、申し上げましたように、私自身はこの提案は貴重な提案であり、そうした方向で2病院の統合をし、新しい急性期の病院をつくるという方向で臨みたいと思っております。このことは、あわせて新しい急性期の病院ができて、高齢者を中心とする救急に対応できるようになると並行して、福祉分野の見直しも進めていくことが必要だと思っております。現在地域福祉という観点から見ると、小豆島では必ずしも十分ではありませんけれども、新しい病院の設立とあわせて地域福祉も充実していく、地域福祉の受け皿もつくる必要があると思っております。とりわけ、新しい病院ができるとなると、現在の内海病院をどう活用するかという問題がありますので、これについては例えば高齢者の介護型の療養施設あるいは福祉施設にするとか、在宅福祉の拠点とするといった活用方法が考えられると思っております。当然、新しい病院をつくるということになるといろんな課題がありまして、これは決して簡単なことではありません。どういう場所にどのような内容の医療の病院をつくり、どのようにして医師や看護師を確保するのかという問題とか、あるいは財源の確保をどうするかという問題とか、内海病院はまだ債務が相当残っておりますけれども、その債務をどのように処理していくかという、非常に越えなければいけない課題が山積をしております。こういう課題も解決していくことが必要だと思っております。

ご質問にありましたように、何よりも住民の皆さんあるいは議会の皆さん、また今働いておられる両病院の医療スタッフの皆さん、そういう人たちの理解と協力、合意形成も不可欠でありまして、今後そういう手続も進めていかなければいけないと思っております。合意形成はいろんなレベルですする必要があります。例えば、町長同士の合意は当然必要になりますし、議会、先ほども委員会の報告がありました、委員会、議会同士、議員さん同士での理解を深めて合意を形成していただくことも必要です、町民の皆さんの合意形成も必要です、それぞれのレベルの合意の形成が必要であると思っておりますので、丁寧な手順を踏んでいきたいと思っております。

それから、病院の統合、とりわけ公立病院を統合したり、町をまたいで新しい公立病院をつくるというのは、並み大抵のことではありません。例えば、町の合併であれば、両町の町民が合意すればそれで一応完結するわけですが、病院の場合は、仮に病院というハードができて、そこに働くお医者さんとか看護師さんたちが喜んでそこに集まってくれて、レベルの高い医療を実践してもらわなければ意味がないわけでありまして、両町の関係者が合意するだけじゃなくて、医療の担い手であるお医者さん、看護師さん、これから新病院にやってくるお医者さん、看護師さんにも了解というか、自分たちがいて小豆島の医療を担っていかうという方々が出現していただくことが不可欠でありますので、島外の人々の医療スタッフの理解をとる大変難しい作業がございます。ただでさえ、日本じゅうで医療機関が医師が確保できずに困っている中で、新しい病院を、しかも離島でつくるという作業でありますので、島民が一丸となって小豆島の医療をよくするために、ぜひお医者さん、看護師さんに来てほしいという熱意とか情熱とか気持ちが伝わらない限り実現しないものでありますので、そういう点も踏まえて、私も全力で島民の方々の理解を深めるべく努力をしたいと思っております。

それから、病院の経営形態もいろんな形態があります。それぞれの町が単独で開設者になるのか、一部事務組合になるのか、広域事務組合になるのか、あるいは実際の病院の運営にも指定管理制度というものであるとか、あるいは独立行政法人をつくるやり方とか、さまざまな課題がございます、こういう大きな課題を1年ぐらいの短い期間で結論を得なければいけないという物すごく難しい作業になりますけれども、小豆島が抱える課題を克服するために、新病院をつくって医療・福祉のレベルアップを図るということは、さけて通ることはできないというか、小豆島が元気になる第一歩だと思っております。この問題を解決できないようでは小豆島の未来はないというか、我々は先祖の残したいろんな宝物で今があるわけでありまして、新しい病院をつくって医療・福祉の基盤をつくるというのが、次の子供たちに対する我々の世代の責任であると思っておりますので、議員各位にはぜひご理解をお願いしたいです。住民の皆さんへの説明とかいろんな取り組みに全力で協力していただきたいと思っております。私も命をかけてやるつもりでございます。

2番目の質問でありますけれども、町職員の意識向上についてという話でありまして、いろんな施策を提案しておりますけれども、ご指摘がありましたように、必ずしも十分町民の皆さんに伝わっていない嫌いがあることはそのとおりだろうと思っております。とりわけ、私自身ももうちょっときちんと説明する努力はしたいと思っておりますが、役場の幹部職員、ここに来てような幹部職員の皆様にはぜひ、私自身の責任でありますけれども、私が目指している小豆島の未来像というか、取り組みに対して全力でサポートをしていただきたいと思います。若い職員がついてきていただけるかどうか幹部職員の意識にかかっていると思っております。ホームページとかいろんな場で説明をしているつもりですけれども、実際住民の皆さんの前に出て説明する機会は必ずしも多くないと思っておりますので、これから積極的に出向いていってお話はしたいと思っておりますので、議員の皆様からもいろんなご提案とか、お誘いをいただければと思う次第であります。以上です。

○8番（安井信之君） 最初の医療の問題ですけど、先ほど町長が言われたん、もったもんだと思います。土庄町議会のほうでも行政のほうから説明がなかなかなかったもので、そしてめたというふうな話も聞きますし、そういうような形で合併問題じゃなく、これは島の浮き沈みにかかわる問題だと思いますんで、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

それと、島のほうへ住みたいというふうに考えてる人が最初に思うのは、医療の問題だというふうに聞いております。そういうような面からも、医療がしっかりしとかんかったら島の未来はないのかなというふうにもなりますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、先ほどの中で県のこれからの病院に対するかかわり方、まあいうたら医師の派遣など、また経営の形態なりも、さぬきのほうやったらいろんなところで県立病院とかそういうような形態がありますけど、小豆の場合はそういうふうな、もともと行政が持ったこと、そういうようなかかわりうんがないと思います。そういうような面も、この際県のほうにちょっと考えてくれやというふうな部分でやってもらえたらなあ、その辺のかかわり方もちょっとお伺ひしたいと思います。

それと、町職員の意識向上についてですが、いうたら担当者なりが住民の方が来て聞いたときに、よく施策を認識している人は丁寧に教えてくれるんですけど、なかなかその辺がわかったらん人が対応をすると、そういうふうな施策自体も生かされんというふうな部分もあるというふうに聞いております。

それと、町職員は地域に戻ればある程度地域の、いうたらリーダー的な存在になってくると思いますんで、その辺地域の住民の皆さんにどれだけサービスを提供していけるかというのは、そういう場での説明いうふうな部分もあると思いますんで、そういうふうな認識の持ち方いうんをより広めていく必要があるのではないかなと思いますが、先ほどはもうここに来られている幹部の皆さん、それは当たり前のことですし、町の職員それぞれも意識を向上してもらって、先頭に立ってやってもらいたいなあと思いますが、その辺一般職員に対する研修の仕方というか、そういうなんはどういうふうに考えているのかお伺ひしたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） まず、1点目の病院の問題ですけれども、自治体病院の問題は制度的にはそれぞれの市町村が自力で責任を持ってやるというのが制度だと思います。ですから、原則は土庄町と小豆島町が自力でこの問題を解決すべきものです。でありますけれども、今回は小豆島の医療をよくするという話は香川県全体の医療にかかわる話でもあります。例えば、県立中央病院の役割と小豆島の2つの病院、あらゆる新しい病院の役割と密接な関係がありますので、香川県の全面的な支援はこれからもお願ひしたいと思っております。

1つは、新しい病院をつくる場合の財源の確保ですね。今のスキームでは建設費の2分の1は国が見てくれると。残りの2分の1はそれぞれの自治体でというスキームになりますので、できれば香川県にそれなりの財政支援を、ハードについてもお願ひをしたいと思います。これが1点。それから、実際の医師、看護師の確保、とりわけ医師の確保については、現在も香川県の斡旋なくして医師の確保が不可能な状況です。これは、これから新病院ができて変わることはありませんので、医師の確保については引き続き県の支援が不可欠であります。ですから、島民のコンセンサスづくりをすることに並行して、香川県とも調整というか、県も巻き込んだ形で新病院の創設に向けて努力をしていく。県なくしては小豆島の医療はあり得ないと思いますんで、経営形態としては県営立の病院とするということなどは不可能なことだと思いますけれども、実質的に運営面では県がかなりかかわる、内容的には県営立病院の一つが小豆島にあるというような実態に恐らくなる、そういうイメージで私自身は考えています。



それから、2点目の職員の意識啓発ですが、なるべく町長のところに来るときは課長だけではなくて、担当の若い人も連れてくるようにはしていますが、恐らく若い人たちに対する私の考えを伝えることは十分でないと思いますので、一度研修というとは何ですが、きちんと話す機会を持ちたい。前から研修のあり方をよく指摘されています。私、前から何でうちの職員が香川県の自治体協会の研修に行っていて、ほかの自治体のトップの話を書くんだと不思議に思っておりまして、まずは自分のところの自治体のトップの話を書くという研修から始めるのが当然だと思っておりますので、そのようにしたいと思います。

---

○議長（秋長正幸君） 13番中江正議員。

○13番（中江 正君） 初めに、ちょっと訂正をお願いしたいと思います。2011年度版1000となっております指標ですけど、これ100でございます。失礼しました。

それでは、1点だけ質問をいたしたいと思います。

献血問題は大切、実態はどうなっているのか。

先月末の5月29日に新聞に記載された2011年度版100の指標から見た香川、どれも大切なものばかりだと思います。ここに資料があるわけですけど、新聞の資料があるんですけど。その中で、献血量、人口10万当たり1,486.2リッターで、全国で24位となっております。私も若いときは労働組合を通じて献血をいたしました。しかし、この問題は全国で何位だからよいという問題ではないと思います。高齢化率が随分高くなっていることや自己主義的な人がふえている上、地方の企業が疲弊して、まとまって献血することが少なくなっていると思われるからです。

今までの香川県や小豆島町の実態がどうなのか。町はこの問題にかかわっているのか、どう考えておられるのかお聞きいたしたいと思います。

私が献血したとき確か200ccだったのが、今は400ccだと思います。以前の200ccだとだめなのかと思います。若い人が少なくなっている小豆島では、子供連れで参加できる体制などつくりえないものかなあとと思います。あらゆる手を尽くして、人命を守るため万全に近い体制が必要ではないか。いざというとき、どうしても必要なことではないかと思います。この問題は、ライオンズの方が随分と苦勞しておられると聞いております。高松から献血車が来ているのは見ていますが、実態はどうなのかお聞きいたしたいと思います。よろしくお聞きいたします。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 中江議員の質問にお答えします。

献血というのは、大変大事な事業だと思います。それは、健康意識を高めるという意味でもそうですし、ボランティア精神を高める、あるいはいろんな企業とか地域の連帯を高める、また最終的には一人一人の医療の向上に繋がっていくことですので、大変大事な事業だと思います。事業の実施自体は日赤が行っておりまして、市町村の立場というのは直接の事業者ではありませんので、あくまで住民の理解を深めたり、いろんな献血についての協力をするという立場だと思いますが、ご指摘のように献血が下火になっているとするとそれは決していいことではありませんので、町としても必要な協力をすべく努力していきたいと思っております。具体的な状況については、担当課長から答弁をいたします。

○議長（秋長正幸君） 保険事業課長。

○保険事業課長（島田憲明君） ご質問の献血の状況でございますが、香川県におきまし

ては年々献血者数が減少してきております。特に、10代から20代の献血者数の減少が見られております。また、小豆郡全体の状況になりますが、平成17年を境に若干の増減はございますが、それ以前の3分の2程度に減少をいたしております。これは、香川県全体として、より効率的な血液の確保という観点から、移動採血車をより人の集まる場所への配置や、高松にございます献血ルームでの献血の推進により、小豆島に来る移動献血車の回数が減少したことによる影響が大きいものと思われまます。平成22年の本町の献血者数は約400名で、このうちの半数が移動献血車による献血となっております。小豆島町では、5日間で12カ所でご協力をいただいております。また、献血の推進に当たりましては、献血の普及啓発、地域、職域及びボランティア団体などの組織の育成、充実に取り組んでいるところであり、ライオンズクラブの方々にも広報活動などご協力をいただいているところがございます。なお、子供さん連れの場合には、受付の職員が預かって対応するというふうなことでしております。

次に、献血方法でございますが、患者の方の安全性の向上、献血者の負担の軽減の観点から、400ミリリットル献血、成分献血を推進しております。これは、複数の献血者の方からの血液を患者の方に輸血するほどウイルス感染や副作用発生のリスクが高くなるため、より少ない献血者からの輸血により安全を向上させる献血方法として400ミリリットル献血を推進しているものでございます。このことから、200ミリリットル献血につきましては、香川県では献血ルームでのみの実施となっております。

献血の推進に当たりましては、今後とも地域や職域の皆さん方のご協力を得るとともに、移動献血車では限りがありますことから、高松の献血ルームでの献血の推進を図りたいと考えております。

○議長（秋長正幸君） 13番中江議員。

○13番（中江 正君） 今報告がありましたんですけど、いわゆる東日本大震災、未曾有の震災と原発等々で、この間も新聞で報道されてましたんですけど、その中で被曝者に対してクレームがつくという、献血の場合、そういうのが報道されてました。この全国的に少子・高齢化の中で、献血、採血という問題は非常に大きな問題だと思います。日赤、県段階ですり合わせて、町としてどうするのか、今報告がありましたんですけど、これからも子供さん連れでも、ライオンズクラブの方に聞くと、やっぱり小さな子供さんを抱えてするわけにもいかないし、その世話がもう大事だと思うんです。それと、若い人がやっぱり献血をされないといった状況が非常に多いわけです。いろいろ町としても広報、宣伝、そういうようなことをやっていかなければこの献血は、採血はできないと思うんですけど、このあたり将来的に献血を町としてどのような方向で行くのか、指針をちょっと示してもらいたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 保険事業課長。

○保険事業課長（島田憲明君） 町としての指針ということですが、実はこれまで町独自の活動はいたしておりません。小豆郡の場合、小豆総合事務所、以前の保健所を中心としていろいろ場所の提供であるとかの協力をしているところがございます。また、職域、町としてはできるだけ地元の企業なりにはできるだけ協力をお願いしてまいりたいと思います。また、町の広報紙等も通じてPRに努めてまいりたいと考えております。以上です。

---

○議長（秋長正幸君） 6番森崇議員。

○6番（森 崇君） 私からは2問質問したいと思います。

最初に、49災害、51災害を風化させないために冊子をつくるべき。

49災害、51災害から40年近くになり、当時合わせて68の方が亡くなり、大切な財産も奪われました。また、先日は普賢岳の大火砕流から20年が過ぎたことが6月3日の新聞にも報道され、市長も災害を風化させないと式辞を述べていることが報道されました。私たち議員は、3年前でしたか普賢岳の視察も行いました。この小豆島町でも毎年7月、今年は10日と聞いてますけど、避難訓練も行われ、このことがニュースにもなっていますが、一部の方が参加するだけに終わっていると思います。大きな災害を考えると、自治消防団の組織も含めもっと強化しなくてはならないと思っています。私が思ってますのは49災害、51災害の経験はあの戦争経験にも匹敵するもので、風化させてはならないと思っています。そのため、文章や写真で残すべきだと思います。今、東日本大震災でも言われていますが、昔の経験は何事にもかえがたい大変貴重なものです。49、51災害の経験はそういった意味でも大切です。人間の命や財産を守るため、すべての人が取り組むべきことでもあります。このことは、内海ダムの必要性ともかかわっている大切なことでもあります。決して片手間とか一部の人の経験談で終わるべきでなく、本格的な大型の冊子をつくり、後世に残すべきだと思います。町長は、以前私への答弁で取り組むと言われましたが、その後どうなっているのか再度町の考え方をお聞きいたしたいと思います。

2番目に、貝や魚のすめる内海湾の対策についてでございます。

町長は、小豆島はきれいなところがいっぱいあると言われてはいますが、内海湾の対策をどう考えておられるのか聞きたいと思います。内海湾は昔に比べると貝が見えなくなったことや、イワシを初め魚がとれなくなっていることなどを考えると、内海湾の浄化を考えなくてはならないと思います。必要なところにトンネルをつくって、瀬戸内海と内海湾を結ぶことは以前から言われていましたが、運河をつくってつなぐこともよいのではないかと思います。瀬戸内海と内海湾をつなぐということをやりますとマイナスはどういうものか、プラスはどういうものかを聞きたいと思います。何事も民主主義的に進めなくてはなりません。内海湾を豊かな海にしたいとの思いが伝わるのが大切だと思っています。漁業組合とか醤油や佃煮会社と地元の声もよく聞くことから始めることだと思っています。

また、私は島で育ったんですけど、魚つき保安林、一体何だろうかと思っていますけど、そう呼ばれる山の緑も大切です。栄養豊富できれいな水が必要なことは一般の人もわかりますが、町は山林や畑と海の関係はどう思ってどんなことを考えているのか聞きたいと思います。以上でございます。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 森議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の49災害、51災害を風化させないための冊子をつくるべきではないかのご質問ですが、これについては旧内海町、旧池田町の時代にそれぞれ49、51の災害の記録が残っております。詳細な記録ではありますけれども、どちらかという記録を重視されたものだろうと思います。これから、大きな大災害が起こることは不可避と言われておりますので、過去を振り返るだけではなくて、これからどうすることが防災に役立つかという観点で冊子をつくるということにしたいと思っています。前の答弁から現実には作業は進んでおりませんが、後の議員の質問にも答弁するつもりですけれども、防災計画の見直しをしたいと思っていますので、その見直しに当たってこれから各自治会の皆さんとの意見交換の場を持つことにもなりますので、そういう場を通じて経験を語ってもらって、そういう経験談も踏まえてこれからの防災に役立つような冊子をつくることにしたいと思っています。

それから、2点目の貝や魚のすめる内海湾の対策についてということでございます。

実は、個人的な話になりますけれども、瀬戸内海の水質保全について私は環境省で長い

こと仕事をしてきまして、現在の瀬戸内環境保全特別措置法の立法作業にもかかわりましたし、瀬戸内海の総量規制の導入、細部の設計にもかかわりました。当時は、赤潮、富栄養化、窒素とか燐がふえ過ぎて赤潮が発生し、CODといわれるような物質がふえることで水質汚濁が深刻でありましたけれども、いろんな規制を講じた結果、あるいは下水道、小豆島の場合は浄化槽の整備になりますけれども、現時点では貧栄養化が課題になっています。窒素とか燐が余りにも不足していることで、ノリが色づかないとか、良質のプランクトンが育たなくなって、魚の種類も魚の量も減る、貝も減るといった状況になっています。これには規制の問題だけではなくて、山や田んぼ、畑が荒れたということの問題も指摘されています。

香川大学の農学部の先生と最近意見交換をすることがありますけれども、山が荒れると雨水が土地の中に浸透しなくなって、表面をそのまま流れて海に行くそうでございます。雨水が土とか田んぼとか畑の中の栄養分をきちんと吸い込んで、川に流れて海に流れることが適切な海の栄養分を確保することに必要だと言われております。その意味で、山が荒れたと、畑が荒れた、田んぼが荒れたということが海の貧栄養化につながっていると聞いておりますので、ご指摘のあったような山の手入れとか畑の手入れとか、そういうことも海をきれいにする、適切な栄養分のある海にするために必要なんだと思っております。

内海湾だけじゃなくて、瀬戸内海全体も貧栄養化しておりまして、トンネルをつくるということは、現時点では多分効果的ではないんだろうと思います。

それから、ちょっとあちこち行きますけれども、瀬戸内海の貧栄養化した一つの理由として、砂利を採取したことも指摘されておりまして、いろんな複合的な要素で瀬戸内海が貧栄養化していると聞いております。

漁協との関係は大変大事だと思っております。就任以来漁協の方との意見交換はかなりやっているつもりでありますし、香川大学の先生との意見交換も緊密にやっております。いろんな方の意見を聞きながら水質保全対策には万全を尽くしていこうと思っております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 6番森議員。

○6番（森 崇君） 確かに、急いで急がない問題ではあるんですね。今すぐ災害がくるとかいうことじゃないとまあ思いますけど、どんなことでも幹部だけが物をつくるというんじゃないで、一般大衆が参加するべきだと私は思っています。大災害で川が全部埋まったですね、ダムのないところは。そこは歩いて渡ったという方も随分聞きます。ある人と相談すると、全部に記事を書いてもらうん難しいんちゃうかと。だから一定の人など聞き込みして、大事なことを記録するいうのも一つの方法かということをおっしゃったので、ぜひ積極的に冊子づくりについては取り組んでほしいというふうに思っています。

2つ目のことですが、山とか海に対して個人ではもうどうしようもないんですね、僕たちは。自分が山をいっぱい持つと、畑いっぱい持つと、こう責任あるんですけど、ゼロでございまして、ですからこれみんなが取り組まないと、これも一緒なんですけど、企業の方もみんなが取り組まないとできないと思いますので、そういうことよろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございませう。

---

○議長（秋長正幸君） 4番柴田初子議員。

○4番（柴田初子君） 私は、小豆島町の防災対策について何点かお伺ひしたいと思ひます。

3月11日、東日本を襲った大地震と大津波、そして原発事故、3カ月を過ぎても国の



対応が非常に遅いと思っています。常に危機感を持っていた、高い防災対策を持っていた地域でさえもだれもが驚くような想定外の事態が起こってしまいました。今回の様子を見て、個人個人では防災意識は少し高まってきているようには思いますが、現実には聞くと小豆島は瀬戸内海に位置しており、もし地震が来て津波が起きても到達するまでには時間がかかると。勢いも弱まるのでそんなに心配することもないのではないかと、こう楽観的に考えている人も多いように思います。しかし、自然災害はいつどんな形で起きてくるかわからないものです。小豆島町の防災対策についてお伺いします。

まず1点目は、平成21年6月に小豆島町地域防災計画書というのが作成されています。きめ細かく対応策が計画されていますが、避難場所の見直しとか強化すべき点があるのではないかと思います。また、緊急時に即各課の機能が可能なかどうかということをお聞きしたいと思います。

2点目は、町の防災の日というのが7月の第2日曜日と制定されています。毎年町内の1地区を選定して防災訓練を行っています。それとは別に、自主的に自治会独自で訓練を行っている地区はあるのでしょうか。お聞きしたいと思います。

3点目は、民間を含む保育園及び学校の防災ですが、今回の震災で多くの児童・生徒が被災をしています。常日ごろからの避難訓練とか迅速な判断が生死を分ける結果となっています。小豆島の教育現場ではどのような対応をしているのかお聞きしたいと思います。

次には、被災者支援システムの導入についてお伺いします。

災害発生時には何よりも人命救助が最優先です。その次に必要なのは被災者の支援です。地震や台風などに起因する災害被害者の支援のためのこのシステムを、阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた西宮市が独自に開発をしています。この被災者支援システムは、被災発生時の住民基本台帳のデータをもとに被災者台帳を作成し、被災者状況を入力することで、罹災証明書の発行、支援金等の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など一元的に管理できるシステムです。このソフトは財団法人ラスダックが無料開放しています。小豆島町においてこのシステムを導入する予定はあるのかどうかお聞きしたいと思います。以上です。よろしくお願ひします。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 柴田議員の質問にお答えします。

小豆島町の防災対策ですけれども、まず1点目の小豆島町地域防災計画については平成21年6月に作成したものがありませんけれども、今後予想される災害規模からしますと不十分であると思いますので、国あるいは香川県の防災計画の見直しを横目で見ながら、小豆島町の防災計画についても見直しをしたいと思っています。避難場所についても、現在の避難場所では的確でないところも多数あると思いますし、避難ルートについても見直しが必要であると思っています。

7月に小豆島町防災会議を招集しまして、どのような方向で見直しをするかについての議論を始めたいと思っています。緊急時の行政の初動態勢、私を含めてどのように職員が動くかということについては、職員防災初動マニュアルを作成しております。それに基づいてそれぞれの職員が動くということになりますけれども、実際災害が起きたときにそのとおり動けるかどうか、常にいろんな事態を想定しながらイメージをして訓練をすることが必要だと思いますので、実際にそういう訓練を一度やってみたいと思っています。

それから、自主的な防災訓練については、聞いている範囲内では木庄、田浦、防火訓練では苗羽、馬木、古江、堀越、田浦地区合同で実施されていると承知をしております。

学校現場での防災あるいは避難訓練については、教育長から答弁をいたします。

それから、被災者支援システムですけれども、これについては丸亀市が導入方針を明らかにしておられます。それから、県内では2市1町が試験的な利用を計画していると承知しておりますが、小豆島町の場合には比較的住民の家族も少なく、被災状況についても把



握することがそんなに難しくないと思っておりますので、必ずしもそういう被災者支援システムを導入しなくても対応できると思っておりますけれども、他市町の状況も見ながら検討させていただきます。以上です。

○議長（秋長正幸君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 柴田議員さんの質問にお答えします。

災害安全に関しての小豆島町の教育現場の現状ですけれども、委託している民間の草壁保育園を含め、各保育所、幼稚園、小学校、中学校において、防災マニュアルを定めるとともに、保育所と幼稚園は毎月、小学校、中学校は年数回の避難訓練を行っております。また、児童・生徒に対して、防災に関する教育、指導を避難訓練の前後に行つて、各種の災害安全に対する意識向上に努めるとともに、職員に対しては防災に関する講習に参加させたり、職員会議や研修の中で防災に関する研修を取り扱うなどして、日ごろから迅速な判断、避難誘導ができるように努めております。さらに、今回の大震災を受け、平成 23 年度より津波に対する避難訓練で実際に高所、高台への移動を行つたり、また高所の避難場所を指定するなどして、津波に関する対策を加えております。

今後も児童・生徒及び職員に対する研修や避難訓練を通して、災害安全に対する意識向上を図ってまいります。以上です。

○議長（秋長正幸君） 4 番柴田議員。

○4 番（柴田初子君） 防災訓練とか避難訓練とか木庄とかしてるんですけども、これは大人だけの訓練でしょうか。今回の震災では、群馬県の大学の片田教授なんか今テレビとかに出ているいろいろ防災のことを話しているんですけども、やっぱり子供たちが大人も救つて小学生の子が幼稚園の子も一緒に連れて逃げて助かったとかという、そういういろいろテレビとかで放送されているんですけども、この防災の訓練のときに地域でできるだけ、7月防災の日にせつかく決まっているので、この日を中心に各地域で行うようにするとか、そのときには大人だけじゃなくて、子供たちも地域の方と一緒に訓練をしたらやっぱり地域の状況とか、学校にいるときだけに災害が起きるとは限りませんので、地域で起きたときにどうするかということも、一緒に地域で危険な場所とかいろんなどを見たりするし、子供と大人の連携が常日頃からとれて防災対策、防犯対策もなるんじゃないかと思ひます。

それと、子供たちの防災グッズですけれども、今いろいろかばんに背負うとか、ベストとかいろいろ大人なんかは言つてますけれども、子供たちに一つ小さいものでも、例えば笛とかそういうものでも持つとくと、防犯とか防災に対して意識は強まると思ひんです。何も持ってないと、やっぱり流されるというか、大人でもそうではないかと思ひます。意識するには何かを携帯していくという、小さい笛とか何かとかと思ひんですけれども、こういうものは取り入れるというか、子供たちに持たせるというのはどんなんでしょうか。

○議長（秋長正幸君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 今の柴田議員さんにお答えしますけれども、学校で行っているのはもちろん学校だけの、特に中心としては学校だけの授業中、休み時間、放課後等を意識した防災避難訓練でございます。町、地域を巻き込んでというのは確かに必要だと思ひますけれども、まだまだそこまでの打ち合わせ等ができてないのが現状でございます。今後ともそのあたりは課題として十分に検討していきたいと思ひしております。

笛等についての見解ということをおっしゃいましたけれども、実際に子供たちは防犯ブザーというのを持っておりますので、それがかわりになるのではないんかなと考へておりま

す。以上です。

○議長（秋長正幸君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） 柴田議員さんの再質問にお答えいたします。

先ほど申されました防災訓練を大人だけでやっておるのかと、それから今後どうするのかというご質問でございますけれども、各地域、木庄、田浦等でやられておる場合も子供さんも一緒にやられておると思います。それから、今度7月10日の日に安田地区を中心に防災訓練を行います。この際も子供さんにも参加をしていただいて、やはり災害時、子供さんは災害弱者でございますので、その子供さんたちをできるだけ安全に避難をさせるというふうな取り組みも各地区でやっていきたいというふうに考えております。それから、各地区で7月10日の日に避難訓練ができるかどうかにつきましては、これは各地区の方へまたご相談を差し上げたいと、こういうふうに思っております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 暫時休憩します。

再開は10時45分とします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（秋長正幸君） 再開します。

---

○議長（秋長正幸君） 11番村上久美議員。

○11番（村上久美君） 私は大きな柱で3点伺います。

まず最初に、住民の暮らし応援のためにごみ袋料金の値下げと形状の改善をとということで伺います。この中でちょっと訂正です。2行目のところ、2009年4月となっておりますが、10月です。訂正します。

まず、ごみ袋の料金の値下げの件に関してですが、2町合併時の旧内海町寄りの値段で実質ごみ袋料金の値上げがされ、さらに2009年10月から不燃ごみ袋の有料化が実施されました。日々の暮らしに大きな負担を強いる値上げや有料化に対し、日本共産党議員団は住民の暮らしを守る立場から反対してきました。国保税、介護保険料、利用料、手数料等の何でもかんでも公共料金の負担を強いるのではなく、暮らし応援のためにごみ袋料金の値下げを求めます。

それから、ごみ袋の形のほうですが、形状の改善をとということで、従来から議会においてごみ袋（大）の形状の改善を求めてきましたが、担当課はその考えはないとの答弁でした。しかし、住民からは使い勝手が悪い、持ちにくい、運び出しにくいということで、早く改善してほしいという声があり、今日においてもなお強い改善要望の声があります。こうした住民の声に真摯にこたえるべきではないでしょうか。いかがお考えか伺います。

第2点ですが、有害鳥獣対策についてです。

有害鳥獣による農林業被害に苦しむ集落にとって、より効果的な鳥獣対策をスピーディーに実施していくことが望まれます。ここ二、三年、国、地方自治体による補助金等の支援で充実はされてきましたが、さらに拡充することが求められ、各地方自治体の有害鳥獣対策の取り組みに対し、学ぶ必要があると考えます。先般、私は兵庫県丹波市へ視察研修に行きました。そこで学ぶべき内容がありました。本町においても取り組む必要があると考え、次のことを提案いたします。

1つは、ドロップネットわなの設置ということなんですが、これは群れで出沒するシカ

を一網打尽にする方法で、100メートル以上離れた小屋から監視カメラと遠隔操作でネットを落とし捕獲するわなということですので、これは県が主体で予算化して市町へ貸与し、捕獲用のえさ代は1頭定額につき600円の支援というふうな実態があります。県との関係で町として事業の要望をする必要があると思いますが、その点1点ですね。

もう一つは行政の補助制度に該当しない個人、あるいは単独の補助金の支援についてですが、個人のミカン畑、野菜畑等に電気柵などの設置費用に一定の補助金を支援するということです。

3つ目が、シカ肉利用促進支援事業というのがありまして、シカ肉の処理加工施設を整備する事業者が行うシカ肉の販路開拓のための学校給食や事業所内での食堂などへの供給に対して支援を行うというものがあります。

今回はとりあえずこの3点について、私は本町においても前向きに取り組んでいく必要があるということで提案いたしますし、このことについてお伺いいたします。

3番目、高過ぎる国保税の引き下げをとということについてですが、経済成長はこの10年余りとまり、失業率の高どまりが続く中、国民1人当たりの所得は減り続け、高い国保税が払えず、医療機関にも受診できず、また国保にも加入できない無保険者が増えているのが実態です。国民健康保険はだれもが安心して治療が受けられることが本来の原則であり、社会保障制度です。ある住民は、収入は減るばかりなのに国保税は高い。病院だつてなるべく行かないようにしている。町から通知が来るたびに嫌になる。何とかならないかと悲痛な声が寄せられます。本議会においても、基金を取り崩して国保税の引き下げを求めてきましたが、町当局は基金は国保の赤字補てんに活用したいとの答弁でした。しかし、高くないと主張している国保税でありながら、1世帯当たりの基金は県下で一番多い23万円余りを保有しています。また、国保会計の安定性から、21年度からは一般会計からの繰り入れができる国保財政安定化支援繰り入れをストップしているではありませんか。この繰り入れを再開できるのであれば、1世帯1万円の引き下げは十分可能ではありませんか。それに、6億円の基金を国保税の引き下げに活用することができ、国保税の1世帯1万円の引き下げができない理由はないと考えますが、国保税の引き下げを求めます。いかがお考えか伺います。以上3点です、よろしくお伺いいたします。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 村上議員のご質問にお答えします。

まず、1点目のごみ袋料金の値下げなどの問題ですけれども、まずごみ袋料金の値下げについては、このごみ袋の有料化については家庭からのごみ排出量の減量化、あるいは最終処分場の延命化に寄与すると考えております。また、出したごみの量に応じて、手数料を徴収する有料化を導入することで、受益者負担の原則により、より費用負担の公平化を図ることができると考えておりますので、現在のごみ袋料金を下げる考えは持っておりませんので、ご理解をお願いしたいと思っております。

ごみ袋の形の問題につきましては、ご指摘のとおり住民からもそのような意見が強いということですので、ご提案のとおり改善を図っていくことにしたいと思います。

2点目の有害鳥獣対策についてですけれども、シカ、イノシシなどの有害鳥獣による農林業被害は深刻な問題であり、かつ年々拡大しております。町におきましても、平成20年度から小豆島町鳥獣被害防止対策協議会を設け、国の補助事業を活用していろんな鳥獣対策をしております。この結果、狩猟免許取得者数あるいは捕獲頭数も増加しております。また、平成23年度から現行の制度に加えまして、町単独で免許取得後の更新経費の一部を補助する制度も実施いたしております。これから大変重要な課題ですので、県、地域あるいは猟友会等と連携して対応していきたいと思っております。また、先進地のいい事例については、可能な限り参考にして導入をしていきたいと思っております。詳細は担当課長から答弁をさせていただきます。



ます。

3点目の国民健康保険の問題についてお答えをいたします。

国民健康保険は冒頭の安井議員のご質問にあったように、小豆島で町民の皆さんが医療をちゃんと受けることができるという意味で、国民健康保険がしっかりしているということ、不可欠なことであると思っています。国民健康保険は、ご質問にありましたようにさまざまな課題を抱えていることは事実でありまして、私自身も国保の保険料が決して低いと思っております。できるだけ下げることができればと思っておりますが、この問題の解決は現行制度の枠組みではほとんど不可能だと思っております。保険料を下げるなり改善するためには、国民健康保険制度を抜本的に見直すことが必要であると思っております。市町村単位で国民健康保険を行うことはもはや難しいというか、ほとんど困難、不可能なことだと思っております。できるだけ早い段階で県単位、広域で運営されるべきだと思っております。実際、国のほうもそのような方向で制度検討が進んでいると承知をしております。

それから、より本質的にはできるだけ、とりわけ高齢者の皆さんが長く健康で生きがいを持って地域で暮らせるような健康づくりを進めることであるとか、あるいは福祉を充実して、病院などに社会的入院をしないような配食サービスをするとか、福祉分野の充実によって医療費の増を軽減することで、保険料の軽減を図るということが必要だと思っております。根本的、構造的対応が必要であって、現行制度の課題の対応にはおのずから限界があると考えております。

そういう中で、小豆島町が高額の基金を保有しているというのは事実でありまして、私自身これほど高額な基金を保有する必要はないと思っておりますので、それは順次取り崩して国保財政の健全化に、現在赤字ですので、そういう国保財政の赤字補てんに基金は充てていくべきだろうと思っております。どのぐらいがしかるべき額かというのは慎重に検討する必要がありますが、現在の水準の5億円とかという水準は基金としては高過ぎる、必要以上の額を保有していると思っておりますので、これは赤字補てんに今後とも活用していきたいと思っております。

それから、国保財政安定化資金繰入事業については、国の制度としてありますけれども、国から来る額は必ずしも多額ではありませんで、また国の指導としてこれらを保険料経費に安易に充てるべきじゃないという通知も来ておりますので、これをもって保険料引き下げの財源ということは適当ではないと思っております。

いずれにしても、根本的な対策が国保については必要だと思っております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

○農林水産課長（石山 豊君） 有害鳥獣対策についての村上議員からの3点のご提案についてお答えいたします。

1点目のドロップネットわなの設置についてでございますけれども、群れで出没するシカを一網打尽にする方法ですが、小豆島町では平成23年度にドロップネットわなと同様の捕獲方法の囲いわなを2基設置し、大量捕獲を目的とした取り組みを進めてまいります。また、今後の鳥獣捕獲対策の取り組みについては、ドロップネットわなや全国各地でさまざまな捕獲方法を実施していると思っておりますので、費用や効果などについて調査研究していきたいと考えております。

2点目の補助対象とならない個人防護施設に支援をとのご提案ですが、被害防止対策においては、地域ぐるみで地域全体を防護柵で囲うのが最も効果的であると考えております。個々の農地でそれぞれ柵を設置した場合は、被害対策を行った農地以外の近隣農地への被害が分散し、地域全体としての被害が軽減しにくく、無駄も多くなり効果的でないと考えております。しかしながら、被害を放置することはできませんので、まず地域ぐるみで実施するきっかけづくりとして、2戸以上の農家が取り組む小規模な防護施設に対しても平

成 23 年度から補助されることとなりました。ご理解をお願いいたします。

3 点目のシカ肉加工施設を整備し、シカ肉を安定的に学校給食や事業所食堂等への供給に対し支援をとのご提案ですが、これは村上議員が視察研修に行かれた兵庫県の事例かと思えます。小豆島におけるシカの生息数は約 1,700 頭で、平成 22 年度のシカの捕獲頭数は小豆島で約 400 頭です。兵庫県では生息数は約 16 万頭、捕獲頭数は約 3 万 5,000 頭で、規模がかなり違う状況にあります。

また、香川県ではシカが県獣に指定され、小豆島のシカは小規模個体群であることから、目標捕獲頭数を設定した上で、有害鳥獣捕獲を行っております。平成 24 年度には香川県が生息頭数調査を実施し、平成 25 年度から新たな捕獲目標頭数が設定されます。このため、安定的なシカの供給ができず、シカ肉処理加工施設の整備や、またシカ肉の販売開拓に対しての支援等は、現在のところ困難であると考えております。

○議長（秋長正幸君） 11 番村上議員。

○11 番（村上久美君） まず、最初のごみ袋の料金の値下げの問題ですが、実は予算のときにもそのときに議論になりましたが、一つはどういうふうな業者が入札されているのかということで、資料もいただきました。原価と販売の値段と比較すると、5 倍あります。それと、土庄町がどうなっているのか伺いましたら、中のごみ袋、これは中が非常に需要が住民の中で多く消化されております。土庄は 40 掛ける 80、10 枚入り 100 円です。小豆島町はマチがついてますが、それをのけると 59 掛ける 42 です。ほとんど大きさは変わらないと思います。そういう中で、中は小豆島町 200 円です。土庄町のごみ袋大は、10 枚で 150 円、小豆島町は大で 300 円です。やはりそういうことを両町で比較しても、ほぼ同じような人口でありながら料金そのものがこういう倍の値段になっているというふうなことでして、負担の公平性といいますが、両町を比較した場合でも同じクリーンセンターへ運搬する形態をとっていますが、これもやはり両町の同じ住民の暮らしの中でのごみを出す形としては、やはりこれは値下げする必要があると思いますし、予算委員会の中でもこの値下げの問題は、そろそろ値下げしてもいいんじゃないかという意見も出るぐらい、そういう意見がありました。そのことについて、やはりこの点は住民にちゃんと還元すべきだというふうに思います。この比較の問題でどう受けとめられるのか伺います。

ごみ袋の形状実施、改善するというふうに言われましたので、これはいつから実施されるのか伺います。先般、在庫がどれぐらいあるのかというふうなことで、在庫の数字も伺いました。大分一定残っているようなので、これの時期の、今現在使っている時期の問題もあるかと思いますが、一定の消化を見ながら形を変えた発注というふうなことになるとは思います。いつごろこれを実施するのか時期を伺います。

有害鳥獣対策についてですが、シカ肉の利用促進事業については兵庫県とこの小豆島全体の広さは違いますが、向こうは向こうでそれなりの需要が広くあります。小豆島は小豆島の圏域の中での需要形態があるわけで、ただ捕獲頭数だけの比較にはいかないというふうに思います。こういうふうな形でやはり取り組んでいる実態があるわけですから、いろいろその処分の仕方、それを有効活用というふうなことが議会においてもいろいろその意見が既にほかの議員からも出ておりますし、議員がシカ肉を試食するというふうなこともありましたし、それを積極的に本格的にどう町として取り組んでいくか今求められる、そういう時期ではないかというふうに思いますので、再度検討をお願いしたいというふうに思います。

3 つ目の国保税の引き下げなんですけど、これについては以前にも、町長になられて、就任になられて伺いました。広域化の問題ですね、これの問題点も私そのとき質問の中で指摘をしたわけですが、町長は広域でやるべきというふうな賛成の意見のようですが、やはりそれはそれで保険料が上がってくるという状況があります。それはほとんどの国保自治体が単年度であれ、一般会計の繰り入れをするんであれ、赤字であると、厳しい財政状況

にあるというふうなことです。小豆島町は基金が6億円もあるわけですから、広域になればそれはもうそのまま広域の中に流されていくんじゃないかということも指摘をしたところ。そういうところから、やはり町は工夫と知恵を絞って住民に還元すべきじゃないかというふうに思います。既に一昨年から多度津町は1万円の引き下げを実施しているし、ことし2011年から福岡市とか所沢市、新座市、朝霞市、そういうふうなところでやっているところもやっぱり皆さんが、自治体職員が知恵と工夫を發揮して実施をやっているわけですから、これはそういう自治体に学ぶべきではないかというふうに思います。

町長も今国保財政安定化支援の繰り入れの問題も言われましたが、21年から予算では1,340万5千円当初計上していましたが、決算でこれは繰り入れしないという決算を組んでいます。私の手元に平成22年度の国保財政安定化支援繰入額という一覧表があるんですが、香川県下のものです。当初、平成21年度は小豆島町1,340万円ぐらい繰り入れ、予算ではありましたが、22年では繰り入れできるのが算定額が3,840万円余りとなっており、これの80%を掛けても3千万円余りというような数値も出ておりますので、低く抑えてきたと。赤字財政でありながら低く抑えてきたというふうなことです。やはり今厳しい暮らしの国民の生活に寄り添って、住民の健康と命をどう守るのかという一つの方法として、この問題をやっぱり真剣に取り組むべきではないかというふうに思いますので、その点を主張しておきたいと思います。

質問の点について、答弁をお願いします。

○議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（樋元一郎君） 現在小豆島町では、家庭から出る燃やせるごみ及び燃やせないごみの袋はどちらも料金は同じでございます。20リットルの小袋で1枚が10円、それから30リットルの中袋で20円、それから40リットルの大袋で30円、3種類の袋を提供しています。香川県下の状況を申し上げますと、30リットルの中袋を例にとりますと10の自治体で30円、本町を含めて3つの自治体で20円となっております。本町の価格が決して高いとは考えておりません。

それから、ごみ袋による収入といいますか差額なんですけど、21年度の実績ですと売り上げが約1,805万円、それから製造費にかかりましたのが656万円、それから収集袋取扱手数料につきましては361万円ほどかかっておりまして、差し引きますと800万円ほどのプラスといいますか、余るようにはなりませんけど、ただごみの処理をする費用、収集から中間処理、それから最終処分場の維持管理等に要する費用を合計しますと、21年度ですと2億7,200万円以上かかっております。このように、処理には非常に高額な費用がかかっておりますので、袋の収益を充ててもとても間に合うものではないと思っております。

それから、形状を変更すると先ほど町長が申しましたけども、現在発注しておりまして8月に入荷する予定となっております。在庫がかなりあるというふうにおっしゃってございましたけども、過去の販売から推測しますと、大体燃やせるごみで11月中ぐらいにはなくなるんじゃないかというふうに考えていますので、そのころからお店によって持つとる数が若干違うんで、早い遅いは多少あると思っておりますけど、そのあたりから新しいもの変わっていくんじゃないかなというふうに考えています。以上です。

○議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

○農林水産課長（石山 豊君） シカ肉の食肉加工ということかと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように小豆島のシカは小規模個体群ということから、将来にわたり人とまたシカの共生を目指して、鳥獣保護法によりまして小豆島のシカにつきましては、狩猟鳥獣捕獲禁止となっております。小豆島では有害鳥獣による捕獲を銃の一斉による捕獲と、またわなによる捕獲で有害鳥獣の捕獲を行っております。22年度は小豆島町で



250頭の捕獲がありましたけれども、25年度につきましては、その県の調査によりまして何頭の捕獲目標というものが設定されますことから、非常に激減する可能性もあります。そのようなことで、シカ肉の安定供給が困難となるおそれがあるということでございます。

また、各地域でシカ肉の加工施設等実施しておると思いますが、どこの地域でも赤字というふうなことを聞いております。そういうことで、シカ肉加工施設につきましては現在のところ困難というふうなことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 国保の問題ですけれども、保険料が安いと私も決して思っておりません。保険料を高くしない努力は当然しなければいけないと思っておりますが、繰り返しになりますが、国保の問題は構造的な問題に起因するものでありますので、構造的な問題に対しては構造的な対応をするしかないと思っております。村上議員と広域化については見解が違いますが、あくまで医療というのはみんな助け合うという精神のものでありますから、市町村ごとでやるとすごい不公平が現実には起きているわけですから、少なくとも香川県民には香川県民でひとしく助け合うという精神で医療をつくるということが必要だろうと思っております。これは病院をつくる時の発想とも共通するものがあると思っております。

しかしながら、ご指摘のように基金が5億円も6億円もあるという事態は決して好ましい事態ではありません、と私も思っておりますので、その5億円、6億円をいかに活用するかという点については、知恵を絞ることはやぶさかではありません。検討はさせていただきます。

それから、シカ肉の問題は課長の答弁したとおりでだろうと思うんですが、雑談ぽくって恐縮ですけれども、福島から伊波さんという一家が引っ越してこられて、今馬木に住んでおられまして、伊波さんというのは福島でグリーンツーリズム、ヤギとかロバとかを飼って、その食材を使って料理をつくって提供されているという仕事をされていたんですが、この間馬木の近隣の人たちにスペイン料理のパエリアをつくっていただいたんですが、すべて食材は小豆島の食材でしたが、その中にシカの肉を使っておられまして大変おいしかったので、恒久的なシカ肉の提供なんてことは課長言ったとおりに難しいと思うんですが、必要に応じシカ肉を活用していくというのは、小豆島の抱える課題を考えるという意味で、意味があることだと私は思います。以上です。

○議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

○11番（村上久美君） ごみについても今両町広域でやっております。ですから、同じ島の中での2町が広域でやってるにもかかわらず、ほかの経費が要るからこの値段でいいんだというのは、やっぱりそれは説得には欠けると思っています。土庄町がそれでやられてるわけですから、人口もさほど差がないわけですから、それを小豆島町の町民に負担させるというのは、それは問題だというふうに思っています。ぜひ、それは考えていただきたいというふうに思っています。

それから、鳥獣捕獲の問題なんですが、今免許を取ってる方なんかはもう猟友会でも高齢化だと言われている。兵庫県の中でもすごく高齢化が進んでると。そうなるくなかなか山に入れないと、体力的にも。銃刀法の改正等によって、新たな免許取得もなかなか厳しくなってくるというふうにも聞いておるんですが、やはり猟銃での捕獲もそれはそれで必要なんですが、今後の方向を考えた場合にもやっぱりさまざまな、わななんかを含めた捕獲対策というのはやっぱり必要だし、開発も求められるんじゃないでしょうか。このような状況について、今後の方向性というのをどう考えているのか伺いたいというふうに思っています。

町長も本当に安くはないというふうに認めておられるわけで、国保の問題ですが、国保そのものはやっぱりどこの自治体も共通、同じ土俵でこれをやってそれを受け入れて、地方自治体が国保条例をつくっているということなんで、そういう同じ枠の中で、土俵の中で各自治体がそれぞれの位置を占めながら、いかにやっぱり住民に対して行政がサービスを行うかというふうなことが求められると思います。その点において、やはり他の自治体に、どうしてそういうふうになるのかぜひ学んでいただく必要があるのかなというふうに思いますので、再度要望しておきたいと思います。質問のほうはお願いします。

○議長（秋長正幸君） 農林水産課長。

○農林水産課長（石山 豊君） 今後の鳥獣対策、銃とかわなも必要であるということなので、どういう方向性かということでございますけれども、平成 20 年度から鳥獣対策の国の交付金をいただき実施してまいりました。わなにつきましては、20 年度までは 1 名でございました。そのような中で、今回今現在で 28 名の方が捕獲しております。そのようなことで、銃も大変大事であります。また、わなも大事であります。そして、柵等の防護施設も大事であろうかと思っております。ぜひ、鳥獣対策につきましては、行政また猟友会だけでできるものではございませんので、地域の方も皆さんで取り組めるような方向性をとっていきたいと思っております。以上です。

---

○議長（秋長正幸君） 3 番大川新也議員。

○3 番（大川新也君） それでは、私のほうから 2 点ほど質問させていただきたいと思えます。

我が小豆島町も合併 6 年目に入ります。この 5 年間で合併交付税等によりましてある程度のまちづくり、土台づくりはできたように思われます。今年からは、次のステップへ進まなければならないときであると考えております。現状はいかがなものでしょうか。住民は今でも事あるごとに内海はどうだ、池田はどうだのと、いつまでたっても会話の中に出てきます。なぜなのでしょう。私には合併した当時どのような条件で合併が行われたか定かではございませんが、しかしながら合併後 5 年も経って、いつまでも垣根を越えられないこの小豆島町の町政といいますか、住民全体の考え方が少しおかしいのではないかなというふうな考えであります。5 年間全然変わってないこともあります。

例えばごみの収集問題のことですが、内海地区は小豆島クリーンセンターに業務委託しておりますが、池田地区は町による収集が現在でも行われております。5 年、6 年たってもこのままで収集を続けていくのかどうか、広域行政等の関係もあるかと思っておりますが、同じ町内でありながら、いつまでもこういうような体制をとっていかどうかというような点も疑問に感じるような次第であります。この他にもいろいろな面でまだ合併当初から守られてきている池田の考え方と、内海の考え方というふうなことが垣根が取り払われていないような気がしますので、そのあたりの町としての今後の対応をお伺いしたいと思います。

2 点目ですが、先ほどの柴田議員の質問にもございましたが、東日本の大震災、3 カ月がたちました。地震、津波、原発問題とまだ復興のめどが見えてこない状況であります。我が町も対岸の火事ではなく東南海・南海地震による危険性を抱えている今、想定外災害についての対策の見直しが急務ではないでしょうか。

まず、庁舎問題です。現在、議会でも庁舎問題特別委員会が設置され、検討はしておりますが、今の庁舎では耐震性もなく、津波による被害も考えられます。自治体の庁舎は災害発生時情報を収集し、対策を指示する拠点となる。もし、庁舎自体が大きな被害を受け



れば、被災者の救援やインフラ復旧に大きな支障が出かねないという。全国的にも災害発生時災害対策本部が置かれる自治体庁舎のうち、震度6強の地震でも倒壊しないなど建築基準法の耐震基準を満たしているのは6割程度しかないと新聞等で報道されております。また、津波による被害となると、当然それより以下の数字が出ると考えられます。

次に、新聞報道によりますと、東南海・南海地震による津波が発生した場合、県内の公立小・中、高校や幼稚園などのうち53校・園で被害を受ける可能性があるとして県教委の調査で明らかになりました。我が小豆島町の2校・園が浸水予想区域に入っているそうですが、この園・校はどこであるか。たまたまこの質問を出した後、先日6月17日付で新聞のほうで公表されました。内海中学校、苗羽幼稚園というふうな校名が発表されましたが、その両校について今後町はどう考えていくかというようなこと。また、学校の防災計画や危機管理マニュアルに津波対策を盛り込んでいるのかどうかお伺いしたいと考えております。

東日本大震災を機に、これから家庭でも、当然に自治会、町すべてが想定外の災害に対する対策を抜本的に見直していく早急な対応が必要であると考えられますが、いかがお考えでしょうか。お伺いしたいと思います。以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 大川議員の質問にお答えします。

まず、1点目の合併6年目の現状についてというご質問でありますけれども、私も合併して旧内海、旧池田の強み、弱みを生かし合い補完し合って、合併してよかったと思いません。しかし、まだまだ両地区の壁を越えられてないものも数多くあると思います。次のステップを目指していくべきだろうと思います。

ごみ収集の問題については、ご質問にあったとおり全面委託の方向で進めるべきものだと思っております。

2点目の想定外災害対策の抜本的見直しについてのご質問ですけれども、これについてはかなり大きな地震災害等が必ず来ると言われているわけですので、町の防災計画の抜本的見直しをしたいと思います。来月には防災会議を招集しまして、どういう取り組みをするかということに着手したいと思っております。避難場所の見直しなどについても見直しを進めていきたいと思っております。

それから、災害時のヘッドクォーターになる庁舎をどうするかという問題ですけれども、現在の庁舎というのは耐震性あるいは津波の被害という点でかなり脆弱なものと思います。そういう中で、完璧な庁舎をつくるというのは今後小豆島全体をどうするかという議論もありますし、そういうようなことも見据えながら検討していく必要があると私自身は思っておりますが、当面はこの建物の中に災害時にはヘッドクォーターを置いてはどうかと考えております。幸いこの建物は耐震性には問題ない建物と言われておりますし、防災無線の基地もありますので、情報収集でありますとか情報提供という点では、他の庁舎に比べればメリットがあると思っております。そのための必要な設備などについても少し工事をしたいと思っております。

いずれにしても、防災は町民の安全という観点でまことに大事な話でありますので、全力で取り組みたいと思っております。

学校の問題については教育長から答弁をいたします。

○議長（秋長正幸君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 大川議員の質問にお答えします。

新聞報道による県教委が4月から5月にかけて実施した東南海・南海地震による津波発生時の浸水被害についての調査報告は、県が平成17年2月に公表した津波浸水予測によ

り報告したものです。その津波浸水予測によりますと、小豆島町内で津波が想定される区域内に属する教育施設は、内海中学校と苗羽幼稚園の1校・1園でした。これは新聞でも報道されました。また、浸水予測水深については、苗羽幼稚園が50センチメートルから1メートル、内海中学校が50センチ未満となっています。先日の新聞報道では内海中学校の浸水予想水位が2メートル以上となっておりましたが、これは内海中学校の報告が内海湾での浸水最高位2.7メートルを合わせて報告したことから、そのような結果になりました。なので、学校付近の予測浸水位は50センチ未満となっております。

学校防災計画や危機管理マニュアルでの津波対策については、保育所を含めたすべての教育施設で定めており、日ごろから災害安全に対する意識向上と迅速な判断、避難ができるように努めております。

なお、県が17年2月に公表した津波予測については、東南海・南海地震が同時発生し、マグニチュード8.6としています。それに伴う津波と満潮位が重なった場合の浸水被害を想定しておりますが、今回の東日本大震災でも想定外の規模の地震と言われており、想定外の事態を想定し、保育所を含めた教育施設で、津波の大きさに対応した第1次避難場所、第2次避難場所等を設定し、迅速な判断、避難誘導ができるように努めてまいっております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 3番大川議員。

○3番（大川新也君） まずは、ごみの収集の点ですけど、全面委託に向けてというふうなお話ですが、現状では旧内海と池田のクリーンセンターへの業務委託と、町の職員による収集との金額的なことは具体的にはこれわからないんですか。もし、委託したらどうなるかというふうな。わからないのであればまた、無理だったらそれでも構いません。

もう一点、災害時の池田この庁舎を対策本部トップとするというふうな話で、耐震性は十分にあるのかどうか、数字的なもんはどれぐらいのもんですか。その2点だけお願いします。

○議長（秋長正幸君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（樋元一郎君） 池田の現状の現業によります職員収集ですけど、平成22年度の費用が約930万円ほどかかっています。これについては、当然事務所中の我々の人件費とかは入っておりません。委託した場合の見積もりについてはちょっと今のところとっておりませんので、また早期にはとりたいとは思っております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） 大川議員さんの再質問にお答えいたします。

この建物、保健センターでございますけれども、こちらのほうの耐震性というお話でございます。この建物が平成7年、阪神・淡路大震災の際に建設されたものでございます。国の耐震基準、これはもうそのときにはクリアをしていなくてはいけない建物でございましたので、耐震性については問題ないと考えております。

---

○議長（秋長正幸君） 12番鍋谷真由美議員。

○12番（鍋谷真由美君） 私は3点について質問いたします。

第1点目は、東日本大震災の復興支援と防災計画の見直しについてです。

想定を超える津波などで未曾有の大被害をもたらした東日本大震災と東京電力福島第一原発の事故から3カ月が過ぎました。被災地ではなお9万人近い被災者が不自由な避難生活を続けています。仮設の住まいや店舗で日々の暮らしを取り戻す努力は始まっていますが、本格的な復興にはほど遠く、原発事故は収束のめどさえ立ちません。被災者に希望を示せる政治の責任がいよいよ問われていると思います。長期にわたる避難生活による健康破壊への対策や精神面でのケアなど、血の通った支援を続けることが必要です。また、原発事故でも事故の収束や被災者への賠償金の支払いは専ら東電任せで、みずから責任を果たそうとしない政府の対応に住民のいら立ちは限界です。せめて、いつどうなったら住みなれたふるさとに帰り、農業などを再開できるのかの工程表を政府は示すべきだと思います。このように被災者支援と復旧、復興への政府の責任を果たすことが求められています。ところが民主党や自民、公明などが被災者と被災地そっちのけで不信任案だの大連立だのと党略的な政争に明け暮れているのは論外です。大震災の被災者支援と原発事故の収束は、どの党派であれ立場を超えて協力すべきです。その上で全国からの息の長い支援も必要です。多くの町民たちも自分たちにできることはないかと、募金や物資の提供などに協力しています。本町の支援のこれまでの取り組み状況と今後の計画はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

また、東海、東南海・南海地震については、今後30年以内の発生確率が非常に高い値となっており、推定される被害も甚大です。さらに、過去の地震記録などによれば、これら3つの地震は将来連動して発生する可能性も高いとされています。その上、東海、東南海・南海の3つのプレート型地震が連動して起きると、宮崎県沖の日向灘でも地震が同時発生して、巨大地震となる恐れがあることが、文部科学省の研究プロジェクトの成果でわかったそうであります。想定4地震の断層は長さ700キロに達し、マグニチュード9クラスの巨大地震になる可能性もあるということで、今度の大震災は私たちにも人ごとではないと言えます。このような最新の知見、情報に基づく防災計画の見直しと住民への周知、啓蒙啓発、そして学校と地域が連携した防災活動を進めることが必要だと思います。特に、以前に防災マップは配布されておりますけれども、改めて避難経路や避難場所の周知徹底が必要ではないでしょうか。お尋ねをいたします。

次に、学校統廃合についてです。

学校統廃合は子供の教育と地域社会の存続の双方にかかわります。それだけに、子供を含む住民で統廃合の是非についてよく話し合い、合意を尊重することが不可欠です。国が決めた適正規模が学校統廃合の基準となっていますが、子供の教育という点では子供同士あるいは教師との人間的なつながりの深さ、少人数だからこそできる温かみのある教育活動など、小規模な学校のよさは広く認められています。学校は運動会や文化祭などを含めて地域の拠点としての役割も担っています。子供が少なくなったからといって安易に統廃合を進めれば、集落や地域のコミュニティーの崩壊、地域社会の荒廃という取り返しのつかない事態を招きかねません。学校が遠くなれば、通学の負担や安全面の問題も出てきます。実際に統合した学校では、遠距離通学による子供や親の負担、子育て中の世帯の流出などマイナス面が出てきています。町長も施政方針で、小学校は地域の拠点、地域の力を高める上で不可欠と言われました。何より子供に目も心も行き届き、学校のみんなが名前も人柄もよく知り合い、一人一人が個性を発揮して活躍できるのは小規模校のよさです。また、避難場所など防災の拠点としても重要だと思います。学校統廃合は、住民の合意が前提だと言われておりますけれども、今年の各地域での説明会以降のその取り組みはどうなっているのでしょうか。また、住民の合意を尊重するための今後の取り組みの予定はどのように考えているのでしょうか。

さらに、高校の統合についても町長が施政方針で言われた、優秀な生徒が島の高校に進学しないという傾向がありますという発言は大変問題だと思います。高校が島で一つになれば、高松の高校には行かないという保証もありませんし、逆に通学が不便になることから、高松へ行くことが選択肢になるということもあると思います。地元には学校があること



の重要性は高校も同じです。県が統合計画を出しても、町民の立場に立って地元に残してほしいと要望するのが町長、教育長の役割ではないのですか。また、住民の知らないところで話が進められているのも問題です。現在の取り組みはどういう状況なのかをお尋ねいたします。

最後に、内海ダム再開発工事についてです。

内海ダム再開発事業は、町民の80%の賛同があるということを経済の御旗にして、強制収用などをして工事を進めています。先日は展望台までふさいで住民を立入禁止にして、多額の費用をかけて定礎式なるものが行われていました。しかし、国立大学法人室蘭工業大学大学院公共システム専攻の丸山博教授が、小豆島町民を対象に今年の1月から3月郵送により行ったアンケート調査結果によれば、平成11年に内海町が町民対象に実施したダム推進の署名集めを行い、80%の賛同を得たとしていますが、あなたはこの内海町の解釈は正しいと思いますかという設問に対し、正しいと思わないとの答えが51.5%と最も高く、正しいと思うの22.7%の2倍を超えています。ダム直下の寒霞渓通りの住民は回答者の75.7%が正しいとは思わないと回答しているのです。

また、新内海ダムよりも早急な対策が必要と思われる事業の選択の項目では、医療、高齢者対策等の福祉政策71.5%、陸海上交通の利便の向上と料金値下げ64%、自然環境保全47.6%、雇用43.8%、高潮対策38.2%、教育27.1%と続き、やはり新内海ダムは10.2%にすぎませんでした。さらに、香川県の土地収用法適用については、過半数の住民が考え直すほうがよいとしている結果が出ております。

このように、町民の民意をゆがめ強行されたダム工事によって、現在地元では井戸水の濁りや騒音、振動、砂ぼこりなど住民の生活を脅かす被害が起きています。望んでもいないダム工事によって振動や粉じんの被害に遭っている人は、これから暑くなるのに窓もあけられないと困っておられます。私は、住民の8割の同意という大もとに疑問があるこのダム工事は中止すべきだと思いますけれども、少なくとも住民生活への支障がないよう対策をとるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、県道つけかえの建設残土が荒神遺跡に山積みにされています。荒神遺跡は弥生時代中期後半から後期前半を中心とした竪穴住居跡で多数の弥生土器が出土している貴重な文化遺跡です。この上を重機が頻繁に出入りし、崩れやすい残土を置いて工事することは問題です。将来支障なく調査できるよう原状回復すべきではないでしょうか。また、防災上からも撤去すべきだと思いますが、いかがでしょうか。以上です。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 鍋谷議員の1点目の質問にお答えを申し上げます。

まず、防災対策につきましては、既に何人かの議員にお答えしましたが、避難場所、避難経路等について見直しを行いたいと思っております。来月に防災会議を開きまして、具体的にどうするかという議論を始めてまいりたいと思っております。

被災地への支援については、これまで日赤を通じた義援金募集等、あるいは支援物資などについても多大なご支援を町民の皆様からいただきました。心から敬意を表したいと思います。また、内海病院のお医者さんたちがいち早く慢性期人工透析の患者あるいは妊婦の受け入れを表明して、実際には来られてませんが、全国的に被災地を中心に高い評価を得たと聞いております。

それから、被災者の受け入れにつきましても、ご存じのように福島県から2つの家族が来られています。その他にも親戚を頼って来られた方も何人かおられます。空き家バンクを提供されたり、あるいは移住された皆さんにも地域の方が大変なご支援をしていただいております。深く感謝を申し上げたいと思います。

また、人的支援につきましても、自治労の復興支援活動で本町職員1名が1週間程度宮城県の東松山市に職務命令で派遣されております。また、岩手県の大槌町、ここには小豆

島の子孫の方が 30 世帯ぐらい住んでおられるところですが、町長が亡くなるなど被害が甚大だったところですが、秋長議長を初めそこに訪れて支援物資を届けていただきました。また、そこには池田の菊をお持ちしたのですけれども、大変喜んでいただきましたし、18 日の大植町の合同慰霊祭にも、さらに本町から 3,400 本の菊を送って祭壇に飾っていただいたところでございます。今後とも職員の派遣を含めまして、いろんな支援をしていきたいと思っております。

また、受け入れについても、この夏にも被災地の子供さんが瀬戸内国際こども映画祭の一環などで小豆島に来られることにもなっておりまして、児童・生徒の支援ということについても、これからしかるべき対応をしていきたいと思っております。

2 点目の学校統廃合についてお答えをいたしますが、学校というのは小学校、中学校、高等学校でおのずから機能とか役割が違うものではないかと思っております。小学校についてはもう鍋谷議員と全く同意見でありまして、地域の絆づくり、あるいは子供たちが地域の中で育ち、地域を愛するといういろんな面で小学校が不可欠だと思います。もちろん防災の拠点にもなるということでありまして、小学校についてはでき得る限り地域の中で存続すべく頑張りたいと思っております。中学校については小学校とは若干違うと私自身は思っておりまして、中学生にもなれば切磋琢磨をする、地域を少し離れて切磋琢磨をするということがあっていいのではないかと思っております。高等学校については、少し遠くても将来自分は何を目指すという観点から、勉強やスポーツの切磋琢磨をすべきところだと思っております。小豆島については現在 2 つの高校がありますけれども、これはやっぱり 1 つにして、小豆島中の生徒の皆さんが切磋琢磨して勉強、スポーツに励むべきだと私自身は思っておりまして、香川県の方針に異論はありませんし、賛成であります。高等学校は県の仕事でありますけれども、香川県ではこれまでに何度も小豆地区で 5 回公聴会を開催したと聞いていますし、島の多くの意見を県には聞いていただいたと思っております。私としては土庄町、小豆島町、できるだけ両方から見て負担の少ない場所に新しい高校が選定されるように、これからも働きかけたいと思っております。

3 点目の内海ダム再開発工事についてお答えいたします。

1 点目の室蘭工業大学大学院丸山教授が行ったアンケート調査結果についてですが、内海ダム再開発事業については、計画策定段階からこれまでに数多くの説明会あるいは公聴会などにより十分に住民の方々の意見を聞き、説明を尽くしてきたところでございます。この議会においても、何度も予算案等々を通じて審議をして、ご了解をいただいて進めてきたところでございます。

また、住民や産業界などからの早期完成の強い要望を受けており、2 度の住民総決起大会、平成 13 年と 15 年には 8 割を超える住民の方々から推進要望の署名をいただいております。このようなことから、大多数の住民の方々から早期完成を望んでいるものと考えております。

2 点目のダム工事による井戸水や騒音、振動などの被害についてお答えいたします。

新内海ダムの工事においては、地元代表者のほか、県、町、施工業者で構成する新内海ダム安全対策連絡会を設置し、工事中の諸問題について協議しながら工事を進めています。ご指摘の騒音や振動などについても連絡会の中で議論し、防音壁の設置、散水などの対策を行っています。井戸水についても、周辺において濁り等が発生した際には、県において必要な措置を講じ、適切に対応されていると聞いております。

次に、埋蔵文化財に関する質問についてお答えします。

新内海ダムの工事に着手するに当たっては、県において事前に香川県教育委員会と協議し、土捨て場の上端付近に埋蔵文化財の包蔵地があることを確認していますが、当該箇所についてはダムやつけかえ道路の掘削土砂の残土処理場として盛り土している場所であり、埋蔵文化財の包蔵地を直接改変するものでないため、当該箇所に盛り土工事を行うことについては問題ないと回答を得ていると聞いております。また、盛り土につきましては、昨

年の12月議会でも答弁をしましたが、表面排水や暗渠排水を適切に施工し、十分に締め固めをするなど各種の技術基準に基づいて適正に処理していると聞いております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 鍋谷議員の2点目の質問にお答えします。

昨年の各地域での説明会以降の取り組みについてご説明申し上げます。小豆島町学校再編整備検討委員会が町内の学校施設の再編整備等についての答申が平成21年2月にあり、同年の9月に教育委員会が小豆島町立学校等施設適正配置の基本方針を出しております。実施計画策定に当たっては、保護者及び地元の皆さんに説明し、たくさんの意見をいただいた上で作成することとしておりましたので、教育委員会では昨年の6月から10月にかけて保護者説明会、地元説明会を実施いたしました。その説明会では平成22年12月を目標に、小豆島町立学校等耐震化及び統廃合実施計画を策定したいと説明し、教育委員会では平成22年9月の定例会から検討、協議を行っておりますが、次の理由などで計画書の策定までには至っておりません。といいますのは、まず平成23年度に小豆島における新たな高校の建設場所が決定することがございます。また、庁舎問題に加え、内海病院についても内海病院魅力プロジェクトチームを立ち上げ、土庄中央病院や福祉との役割分担や連携、高松市などの高次医療機関や大学との連携、支援体制の確立などの方策について検討中であり、その動向を見きわめる必要があること等がありましたので、本年度中に再検討、協議を行って最終的な実施計画を策定することにしております。

中学校の統合については、限られた教員という教育資源をできるだけ有効に利用して、小豆島町全体の中学校教育のレベルアップを図りたいという基本方針は変わりありませんから、できるだけ早く統合したほうがよいと考えております。教育長に就任して1カ月ほどになりましたけれども、中学校の統合問題について皆さん方からいろいろとお聞きしますと、これ私的な会ですけども、指摘によりますと、子供の教育を考えたとき将来的には統合はやむを得ないという意見はたくさん頂戴しておりますので、今後は住民の皆さんの理解が得られますよう、統合に向けての次のステップを踏みたいというふうにしていきたいと考えております。

高校統合問題につきましては町長が答弁したので、それにかえさせていただきます。以上です。

○議長（秋長正幸君） 12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 防災計画の見直しですけれども、今各地区の避難所一覧というのはホームページとかでとれるんですけれども、これがやはり地元で住民にも配られておりますけれども、まだまだその後しっかりと皆さんのものになっているとは言えないんじゃないかと思うんです。特に町がつくった防災計画についても広く住民に公開して、地域ごとの避難計画を具体化した上で、訓練とかを行うなど周知をするべきではないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

特に避難所になっている公共施設が、例えばB&Gなんか避難所にはなってるんですけども、夜間とか鍵がかかっている、そういう場合はどうなるんだろうかというような、そういう不安の声もあるわけなんです。そういう細かな具体的な避難場所の対応とか計画、訓練、そういうのも必要だと思うんですけれども、見直しとともにそういう細かな計画を十分に住民に周知をしていただきたいと思いますと思いますが、その点はいかがでしょうか。

それから、学校統廃合について今教育長が実施計画、これを今年中になんですか、今年度中に実施計画をつくらと言われたんでしょうか。今言われた新たな高校、また病院、庁舎、それらの動向を見て今年中に実施計画を作成したいと言われたと思うんですけれども、



今年それが本当にできるのかなという。高校の問題についても、県の方で今どこまで具体的な話が進んでいるのか、そこが全然わからない状況だと思うんですけども、その辺をお尋ねをしたいと思います。

それから、ダムの問題ですが、町長がいろいろ言われましたが、8割の署名というのが一番ダム推進の根本になっていると思うんですけども、その署名自体が強引で強制的なもので、住民がそれはおかしいということが今度の丸山先生のアンケートで明らかになったと思うんですけども、その点については本当に意見が違うんですけども。

1つだけちょっとお尋ねをしますが、最初に述べたこの前の定礎式ですね、これは住民が全然立ち入りができない状態で、何かガードマンがたくさん立っていて入れない。展望台にも入れないということがあったそうなんですけども、それはなぜなのか、どうしてそういう形でされたのかということにちょっとお答えをいただきたいんですが。以上です。

○議長（秋長正幸君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） 鍋谷議員さんからの再質問にお答えをいたします。

防災計画におきます避難場所の周知等のお話でございますが、今本町の地域防災計画で避難場所といたしましては風水害における一時避難場所、それからその後の避難場所、それと津波発生時の緊急対処、これらを定めております。これにつきましては、毎年自治会の方と協議をいたしまして、修正を加えていっておるところでございます。先ほど来町長が申し上げておりますように、この地震の緊急避難対処、これは十分見直しの必要がございますので、各自治会を回りましてこの避難所対処の見直しを行っていきたいと思います。

それから、公共施設について夜間どうなのかという話なんですけども、町が避難勧告を出したときにはもちろんですけども、出す前、警報の段階でも職員を派遣をして公共施設をあけるような形にいたしております。ですので、その問題は大丈夫かと考えております。

いずれにしましても、新しく決めました防災計画、避難場所等につきましては、十分に住民の方に周知をしまいたいと考えております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 先ほど鍋谷議員から言われました最終的に今年度中に実施計画をつくるんですかという質問ですけども、先ほどの後小豆島の新しい高校の建設問題とかいろんな問題がある程度はつきりわかりまして、いろんな形で地域の方とのお話とか済んだ段階で早急につくりたいなと思っております。できれば早くにこしたことはありませんけども、そういう意味でとらえてほしいなと思っております。

それとあわせて、高校問題につきましては、まだ、いつ、何月に今年度中だけわかっております、どこそこという場だけについては。それ以外に何も通知がありませんので、これからどういう方向に進むのかという形に今から話し合っていくことになっていくと思います。以上です。

○議長（秋長正幸君） 水道課長。

○水道課長（曾根為義君） 定礎式について一般の住民は入れなかったと。なぜかというふうなご質問でございますけれども、1つは来賓のご案内を約170名ぐらいに発送いたしました。当日については134名の来賓の出席がございました。その中で式場の広さ、また工事中でもありますし、駐車場の確保等々がありまして、来賓についてはたくさんの方にご案内を差し上げておりますので、一般の方はご遠慮していただくというふうなことで、当日一般の方については入れなかったというふうにしております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 12 番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） 今のお答えですけど、いつもだったら入れる、ダムを見おろせる展望台にも入れなかったというのは、そこは会場とは違うと思うんですけども、それはなぜなのでしょう。

○議長（秋長正幸君） 水道課長。

○水道課長（曾根為義君） 展望台については、そう大きな展望台ではございません。皆さん行っていただくとお思いますけれども、30人も上がれば満員になるような状況でございますので、危険防止等々の観点から、展望台については定礎式のときには閉鎖したということでございます。以上です。

○議長（秋長正幸君） 暫時休憩いたします。午後1時より再開をいたします。

休憩 午後0時01分

再開 午後0時59分

○議長（秋長正幸君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（秋長正幸君） 2番谷康男議員。

○2番（谷 康男君） 私も2点質問させていただきます。

1つ目ですが、小豆島の歴史と教育についてということで、我々の年代に課せられた使命として、将来の小豆島を担っていく若者や子供たちに何を残し、何を伝え、何を伝えていくかが一つの課題であると考えております。古事記による国産みにはイザナミとイザナギがおおやしまの国を産んだ後、産んだ6つの島の中で2番目に生まれたのが小豆島であります。これが歴史上に小豆島があらわれた始まりであり、現在へと続いていっているわけであります。こうした小豆島の歴史と伝統を後世に残し伝えていくため、また小豆島のアイデンティティーを高めるためにも、私たちの年代が今後何をしなくてはならないか。行政として何ができるかを考えなくてはならないのではないかと。昭和53年に旧内海町教育委員会が編集した小豆島の歴史と民話が発行されて30年余りが経過しておりますが、小豆島の旧家などには、古文書等、県や国の指定を受けてはいないが小豆島の歴史をたどる上で貴重な資料もたくさん眠っているのではないかと。また、近代小豆島の歴史を写した写真や映像記録を保管している住民の方が少なからずおられるのではないかと。町として、これら資料を借り受け、電子媒体等に保存して、今後小豆島の歴史を編さんしていく資料として町が保管してはどうか。それにより、生涯学習や学校における島教育に役立てることができるのではないかと。余談ではありますが、徳本、それから大泊には弥生時代の土器も出土していると聞いておりますし、そのあたりに「朝日照り、夕日影さす谷あいに、小判千両有明の月」と書かれた建石があったと言われております。我々子供のときは宝探しとか何やらいうてそういうロマンを求めてあのあたりを探検したのですが、小豆島が別荘地として注目された昭和40年代にこの石もなくなってしまったと言われております。これは、小豆島にとっては大きな損失ではないかと思っております。

次に、小豆島町への企業の誘致についてお尋ねします。

2007年12月、日本経済新聞で取り上げられましたグロソブの島、グローバル・ソブ



ン・オープンといわれる投資信託の小豆島での残高が 100 億円を突破したとありました。人口対比で日本全体の 3 倍の濃度で保有している計算となると当時話題になったわけですが、その記事に関してのブログに、小豆島は他の地方と同様に高齢化に向かって物すごい勢いで進んでいるところ。中略します。島という閉じた経済圏でしかも流入人口が極端に少ないという条件であれば、住民が高齢化すると経済も同じペースで老化していくということが見てとれるとあります。また、別のブログにあります、祖母が小豆島に住んでいました。確かに自然は美しい。野菜も育てることができます。魚もとれる。でも、それだけでは現代は成り立ってゆかないのです。若い世代は島を離れ、職を探します。年老いた人々はどうやって生きてゆけばよいのでしょうか。美しい自然を生かすという美辞麗句は島を救ってくれないのでは、というものです。このブログには多少違和感がありますが、理解できるものです。

そこで、小豆島には 1 次産業から 2 次、3 次産業とバランスよく産業が営まれているとありますが、現在の産業において、今後若者が小豆島において職を見つける上でどのぐらいの求人があるのか、もし現在の各産業において、今以上の求人が望めないのであれば、積極的に企業誘致を行ってはどうか。この企業誘致に関してさまざまな課題があれば、それはすなわち小豆島の各産業が抱えている課題ではないか。その課題を明らかにして、行政として対処できる部分は対処していけば、小豆島の産業の発展にもつながるのではないか。小豆島の外に向かって 100 億円を超える投資が行われている現状を直視して、その投資が島内へ向かうシステムづくりも考えるべきである。

小豆島町坂手の資料ですが、昭和 5 年の第 3 回国勢調査において、坂手の世帯数は 297 世帯で住民は 1,227 人余りでした。今の世帯数 280 世帯、人口 630 人です。このことから、坂手において世帯数は大きく減少していない、要するに子供、孫たちが島外で生活しているのが実態ではないか。小豆島への移住促進も結構ですが、まず子供や孫たちを小豆島へ帰らせることが先決ではないのでしょうか。町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 谷議員の 1 点目のご質問にお答えします。

小豆島は古事記にも出てくるように歴史と文化、伝統のあるところでもあります。そうした小豆島の歴史、伝統、文化を後世に残していくことは大変大切なことであると思っております。民家を初めとしていろんな貴重な歴史資料が散逸するおそれがありますので、そういったものについて小豆島町としても積極的に取り組んでいきたいと思っております。歴史的な資料だけじゃなくて、芸術作品なんかも民間の旅館なんかで今は保管されておりますが、散逸の可能性もありますので、そういったものをどのような形で町として保管して守っていくかということについても取り組んでいきたいと思っております。具体的な中身については教育長から答弁をいたします。

2 点目の質問の要旨は、要するに人口に歯どめをかけるためには移住者だけでなく、子供や孫が小豆島に帰ってくるそのための雇用の確保が必要ではないかというご指摘だと思います。これまで小豆島町の場合、食品産業を初めとする地場産業が何とか活力を守り通してきておりますので、どちらかというところ新規の企業誘致について必ずしも熱心でなかった嫌いがあると思いますが、これからは地場産業の食品産業だけでなく、新しい産業を誘致することが不可欠であると思っております。そのためには、研究開発の基盤を整えることも必要ですし、光ファイバー網の整備などの情報基盤の整備に取り組むことも大事だと思います。それから、今度 7 月 6 日から神戸との航路が復活しますけれども、そういう足の確保、航路の運賃問題の改善といったことも大変重要なものだと思います。

いずれにしても、移住者のみならず子供たち、孫たちが島で働けるような雇用の場の確保、新しい産業の誘致、地場産業の振興といったことに全力で取り組んでいきたいと思っております。

○議長（秋長正幸君） 教育長。

○教育長（後藤 巧君） 谷議員のご質問にお答えします。

将来を担う子供たちが歴史や伝統、文化を理解し、尊重することは大変重要なことでもあります。現代は国際化の波が押し寄せておりますが、国際社会になればなるほど日本人としてのアイデンティティーが求められてくると思います。その基盤は、国や地域の歴史や伝統、文化を正しく学び、自信と誇りをはぐくむ教育が必要であると考えております。町におきましても、これまで町史を初め伝説や民話等々数多くの書籍を編さんしてまいりましたが、ご指摘のようにまだまだ貴重な資料があることも考えられるところでございます。小豆島町にとりまして重要な資料であれば、文化財保護審議会委員を初め学識経験者の方のご意見を伺いながら、資料の保存について考えてまいりたいと思います。

なお、現在教育委員会におきましては、平成 23 年度事業として旧 2 町の文化財の冊子を統合し、新しい小豆島町の文化財の冊子の編集に取り組んでいるところでございます。今後とも小豆島の歴史や伝統、文化を後世に伝えるべく、貴重な資料の保存に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 2 番谷康男議員。

○2 番（谷 康男君） さっきの 2 番目の質問の企業誘致の件なんですけども、県のほうには香川県企業誘致条例というのがあるとお聞きしております。その企業誘致条例の中の工場、試験研究施設、情報処理関連施設の助成制度というのがありまして、その中の地域の欄が県下全域となっております。ということは、小豆島も県の誘致条例の中に含まれるということなんですけども、そこで県との連携をとって、できるだけ県にいろいろ出てきている情報を小豆島町の方へも積極的に流していただいて、企業誘致に取り組んでいただきたいんだと、そのように思うんですが。

○議長（秋長正幸君） 町長。

○町長（塩田幸雄君） 先ほども答弁いたしました。小豆島町の場合これまで企業誘致について必ずしも熱心でなかったと私は思っています。後ほど補正予算でも説明しますが、県はかなり熱心にトップセールスをしたり、大阪、東京に出かけていろんな商談会とかいろいろやってるんですけども、どうもこれまでそういう会に小豆島町は参加していない、あるいは情報を入手していない、そういったところがあったと思いますので、県との連携を高め、町みずからもそういう商談会とか外にも出かけていき、企業誘致に努める必要があると思っております。

○議長（秋長正幸君） これで一般質問を終わります。

~~~~~

日程第 5 報告第 6 号 平成 22 年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について

日程第 6 報告第 7 号 平成 22 年度小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第 5、報告第 6 号平成 22 年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第 6、報告第 7 号平成 22 年度小豆島町水道事業会計建設

改良費繰越計算書については相関する案件でありますので、あわせて報告を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 報告第6号平成22年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書についてのご説明を申し上げます。

本件は、さきの3月議会で予算議決いただきました平成22年度小豆島町一般会計の繰越明許費に係る財源内容等について報告するものであります。

なお、報告第7号も小豆島町水道事業会計の繰越明許について同様に報告するものであります。

内容につきましては順次担当課長から説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 日程第5、報告第6号平成22年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書について内容説明を求めます。企画財政課参事。

○企画財政課参事兼課長（松本 篤君） それでは、報告第6号平成22年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集の1ページをお開き願います。

この案件につきましては、第1回定例会最終日におきましてご可決を賜りました平成22年度小豆島町一般会計補正予算（第7号）の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき繰越計算書を調製し、ご報告申し上げるものでございます。

款項、事業名、翌年度繰越額及びその財源内訳につきましては、2ページ、3ページの平成22年度小豆島町一般会計繰越明許費繰越計算書に掲げておるとおりでございます。

まず、事業名の欄に括弧書きで住民生活に光をそそぐ交付金事業としております7事業、またきめ細かな交付金事業としております7事業及び活力創出基盤整備総合交付金事業につきましては、国の平成22年度予算の1次補正に係るもので、去る3月に開催されました定例会でもご説明申し上げましたが、国の補正予算に係るこれらの事業につきましては実施期間も短く年度内完了は困難なことから、国におきましても繰り越しを認めており、予算の繰り越しを行ったものでございますので、事業ごとの説明は省略をさせていただきます。

続きまして、2款総務費、1項総務管理費の無線システム普及支援事業でございます。こちらにつきましては、基本計画の策定及び各種の申請に不測の日数を要したため、繰り越しを行ったものでございます。

次に、4款衛生費、3項水道費の内海ダム再開発事業出資金につきましては、内海ダム再開発事業の用地取得において、収用対象地の収用委員会手続などに不測の日数を要したため、つけかえ道路建設工事の着手が遅延したことにより、県事業が繰り越しとなったため、町予算についても繰り越しを行ったものでございます。

最後に、8款土木費、6項都市計画費の植松都市下水路整備事業につきましては、工事施工に伴い発生する騒音、振動また通行規制等について、地元住民との協議に不測の日数を要し、年度内発注が見込めなくなったため、繰り越しを行ったものでございます。以上、簡単ですが説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

---

○議長（秋長正幸君） 次、日程第6、報告第7号平成22年度小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書について内容説明を求めます。水道課長。

○水道課長（曾根為義君） 報告第7号小豆島町水道事業会計建設改良費繰越計算書についてご説明をいたします。

お手元の資料の5ページをお開き願いたいと思います。

平成22年度の小豆島町での水道会計で予定をしておりました建設改良に要する経費のうち、年度内に支払い義務が生じなかったもので、香川県が事業主体の事業が1件でございます。内海ダム再開発事業に関する利水負担金として事業費の4.8%相当となります1億5,840万円を予算計上しておりましたが、事業主体であります香川県が事業の一部を繰り越したことから、平成22年度中に支払い義務が生じなかった8,616万円を地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越したものでございます。

繰り越しの財源は、既収入特定財源が3万2千円、企業債が470万円、国、県の補助金が5,265万5千円、一般会計出資金が2,872万円、当年度損益勘定留保資金5万3千円でございます。

なお、公営企業会計における予算繰り越し手続は一般会計の明許繰り越しと異なり、あらかじめ予算に定める必要がないものとされており、事業主権限により決定し、地方公共団体の長への報告により成立するものとされており、また、報告を受けた地方公共団体の長は、次の議会においてその旨を報告しなければならないとされており、本日お手元の資料のとおり、ご報告いたしますので、以上です。

○議長（秋長正幸君） 以上で報告を終わります。

~~~~~

日程第7 議案第33号 小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第7、議案第33号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第33号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。

国家公務員の育児休業に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第61号）第2条により地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の一部が改正されたことを考慮し、一定の要件を満たす非常勤職員も育児休業を取得することができるよう小豆島町職員の育児休業等に関する条例に所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） それでは、議案第33号小豆島町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

上程議案集6ページのほうをお願いいたします。

こちらで申します非常勤職員とは、本町での嘱託職員、臨時職員ということになります。地方公務員の育児休業につきましては、国の法律により取得できることになっており、町の条例では法律で委任された事項を定めることとなっております。育児休業の除外対象職員を規定する第2条に第3号を追加いたしまして、一定の要件を満たす非常勤職員以外を除外対象とするものであります。言いかえますと、そちらの第3号のアからウの職員が育児休業を取得できるということになります。第3号のアでは1年以上の在職期間を有しかつ子供が1歳に達する日を超えて引き続き在職する見込みであり、規則に定める勤務形態



にある非常勤職員を対象といたしております。

次の7ページになりますが、第3号のイでは新たに追加する第2条の2第3号に該当する非常勤職員とし、具体的には継続的な勤務のために特に必要と認められる状況にある非常勤職員を対象といたしております。

次に、同号のウは任期の末日を育児休業の末日とする育児休業をしていた非常勤職員であって、任期の更新または再度の採用により従前の任期から引き続き同一の職に在職し、引き続き育児休業をしようとする職員を対象といたしております。

改正されます育児休業法では、常勤職員と非常勤職員の勤務時間数の差などを理由に、育児休業取得可能期間を常勤職員の子供が3歳に達するまでとしておりますが、非常勤職員にあつては子供が1歳に到達する日から1歳6カ月に到達する日までの間で、条例で定める日までと改正が行われております。

7ページの中段になりますが、従前の第2条の2を繰り下げ、第2条の3とし、新たに第2条の2で次の3つの区分により取得可能期間を設定するものであります。

第2条の2、第1号では、第2号、第3号以外の場合においては、その取得可能期間を子供が1歳に達する日までと規定した上で、同条第2号では夫婦がともに育児休業をする場合にあつては、子が1歳2カ月に達する日まで取得可能期間となります。第3号では、断続的な勤務のために特に必要と認められる場合にあつては、子供が1歳6カ月に達する日まで取得可能期間とするものでございます。

次に、育児休業法では、育児休業を既に取得したときは同一の子について条例で定める特別な事情を除き、再度育児休業は取得できないこととされています。9ページの中段になりますが、この法律に基づき条例第3条では、再度の育児休業を取得できる特別な事情を規定したものであります。改正条例案では、非常勤職員が再度の育児休業を取得できる特別な事情を追加しようとするものであります。内容は、第6号として第2条の2、第3号に掲げる断続的な勤務のために特に必要と認められる場合を追加して、第7号として任期の末日を育児休業の末日とする、育児休業を取得していた非常勤職員であつて、任期の更新または再度の採用によって従前の任期から引き続き同一の職に在職することに伴い、育児休業ができるよう追加しようとするものであります。

10ページに入ります。

次の第11条では、第2条の2の追加に伴ひましての字句の修正及び統一でございませう。

続いて、一定の要件を満たす非常勤職員にも、3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲で部分休業を取得できるよう育児休業法が改正されたことに伴ひまして、第17条、第18条の所要の改正を行うものであります。

10ページの下の方になりますが、第17条は部分休業の取得除外対象を定める規定であります。本文を改正した上、1号でこれまでと同様に育児短時間勤務を取得中の職員を除外する。第2号でアの1年以上在職している職員で、かつイで規定しているように規則で定める勤務形態にある非常勤職員について部分休業が取得できるように規定するものであります。

11ページに入ひまして、第18条は承認可能な部分休業を取得する取得可能時間を定める規定でございませう。第1項は、字句の修正でございませう。次に、18条に第3項を追加いたひまして、非常勤職員の部分休業の取得可能時間を規定いたひしております。正規の勤務時間である7時間45分から5時間45分を減じた2時間を部分休業の取得上限と規定するものでございませう。以上で説明のほうを終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませうか。12番鍋谷議員。

○12番（鍋谷真由美君） かなりわかりにくい説明だったんですけども、具体的に今現在本町でこの変更によって対象になる職員という方はいらっしゃるんでせうか。お尋ね

します。

○議長（秋長正幸君） 総務課長。

○総務課長（空林志郎君） 現在ですけれども、もちろん町の臨時職員ということになります。嘱託職員、臨時職員ということになりますけれども、子供さんを持って育児をされるという方がある程度特定をされます。保育士さん、看護師さん等で大体 20 人ぐらいまでは対象になるのかなというふうに考えております。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第 33 号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 33 号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 8 議案第 34 号 小豆島町母子家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第 8、議案第 34 号小豆島町母子家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 34 号小豆島町母子家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例についてのご説明を申し上げます。

県費補助事業である母子家庭等医療費支給事業について、香川県母子家庭等医療費支給事業県費補助金交付要綱の一部改正により、支給対象に父子家庭の父親等を含めることとなったため、小豆島町母子家庭等医療費支給に関する条例についても所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（森 弘章君） 議案第 34 号小豆島町母子家庭等医療費支給に関する条

例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案集 13 ページをお開き願います。

説明が一部重複する場面がございますが、ご了承願います。

香川県の補助事業である母子家庭等医療費支給事業については、このたびの交付要綱の一部改正により支給対象に母子家庭の父親等も含めることとなったため、小豆島町母子家庭医療費支給に関する条例についても所要の改正を行うものであります。改正の内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきます。

まず、条例名の改正であります。旧表小豆島町母子家庭等医療費支給に関する条例を、先ほどの説明のとおり小豆島町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例と改め、以下第 1 条、第 2 条においてはそれぞれにアンダーラインの「母子家庭」、また「母子等」を改正後のとおり「ひとり親」、「ひとり親家庭等」に改めます。

次に、2 条 1 項にあつては、改正前での配偶者のない女子（母子及び寡婦福祉法第 6 条第 1 項に規定する者をいう。）での次の条文「次号において同じ」の部分は割愛し、次のページ、改正後の 2 項「前号及び第 4 号に掲げる者が現に扶養している児童」に改めます。

次に、同 4 項、改正前の「配偶者のいない男子が現に扶養している児童と児童のみを対象とした」条文を、改正後の「配偶者のいない男子で」と改め、配偶者のいない男子においても対象としたものであります。

次に、5 項にあつては「婚姻をしない姉が現に児童たる弟妹を扶養している場合の姉等にあつて」は、改正後においては「婚姻をしていない者が現に児童を扶養している場合であつて」とし、同様に対象者を「第 1 号及び第 4 号に掲げる者」と改め、以降第 3 条及び第 3 条 4 項、また 5 条及び 6 条、7 条、8 条においての改正前の条文「母子家庭等」を「ひとり親家庭等」に改めるものでございます。

最後に、附則としましてこの条例は平成 23 年 8 月 1 日から施行をいたします。以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 34 号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 34 号は原案どおり可決されました。

~~~~~

日程第 9 議案第 35 号 小豆島町保健センター条例の一部を改正する条例について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第 9、議案第 35 号小豆島町保健センター条例の一部を

改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 35 号小豆島町保健センター条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本年度実施予定の小豆島町高齢者活動拠点施設整備事業において、小豆島町内海保健センターを園児や児童との触れ合い、介護予防や認知症予防の場、また調理や配食サービスなどの活動の拠点として効率的に活用するため、リニューアル整備する計画をしています。しかしながら、小豆島町内海保健センターは昭和 55 年度に国庫補助金の交付を受け整備しているため、事業の実施に当たり国庫補助金に係る財産処分を行う必要が生じたため、施設の利用状況に合わせて公民館施設として転用するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 保険事業課長。

○保険事業課長（島田憲明君） 議案第 35 号小豆島町保健センター条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本年度実施予定をしております小豆島町高齢者活動拠点施設整備事業に伴い、小豆島町内海保健センターの財産処分を行う必要が生じたため、施設の利用実態に合わせて公民館施設として転用するため、本条例について所要の改正を行うものであり、施行期日につきましては公布の日からとするものでございます。

それでは、一部改正の内容につきまして新旧対照表により説明をさせていただきます。

議案集の 18 ページをお願いいたします。

改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に改正しようとするもので、第 2 条、名称及び位置のうち、これまで旧池田町と旧内海町で保健センターがございましたが、「小豆島町内海保健センター」を削除しようとするものでございます。以上、簡単ですが、小豆島町保健センター条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これから採決します。

議案第 35 号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第 35 号は原案どおり可決されました。

~~~~~



○議長（秋長正幸君） 次、日程第 10、議案第 36 号平成 23 年度小豆島町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（塩田幸雄君） 議案第 36 号平成 23 年度小豆島町一般会計補正予算（第 2 号）について提案理由のご説明を申し上げます。

平成 23 年度小豆島町一般会計補正予算（第 2 号）で追加補正をお願いいたします額は 6,046 万 9 千円でございます。補正の内容といたしましては総務費 1,654 万 5 千円、民生費 465 万 6 千円、衛生費 26 万 7 千円、労働費 577 万 5 千円、商工費 2,174 万 1 千円、土木費 290 万 8 千円、教育費 857 万 7 千円となっております。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（秋長正幸君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事兼課長（松本 篤君） 議案第 36 号平成 23 年度小豆島町一般会計補正予算（第 2 号）についてご説明を申し上げます。

上程議案集の 20 ページをお開き願います。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 6,046 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 72 億 9,886 万 9 千円とするものでございます。

続きまして、補正予算の概要をご説明申し上げます。

議案集の末尾に添付しております平成 23 年度小豆島町一般会計補正予算（第 2 号）説明書の 5 ページ、6 ページをお開き願います。

まず、歳入の補正でございます。

15 款県支出金、2 項 2 目 2 節児童福祉費補助金 58 万 4 千円、ひとり親家庭等医療費補助金につきましては、先ほど議案でもご説明申し上げましたが、県の母子家庭等医療費補助制度が改正されまして、本年 8 月診療分から父子家庭の父親等を支給対象に含めることとなったため、増額補正をお願いするものでございます。なお、補助率は 2 分の 1 となっております。

次に、15 款 2 項 4 目 1 節労働費補助金 577 万 5 千円、香川県ふるさと雇用再生特別基金事業補助金でございます。こちらは平成 20 年度の 2 次補正で制度化されました基金事業でございまして、今般追加募集がございまして、事業計画が固まった 1 件について増額補正をするものでございます。なお、事業内容につきましては、歳出でご説明を申し上げます。

同じく 15 款 3 項 5 目 2 節小学校費委託金 15 万円であります。こちらは県からの委託事業である言語活動の充実促進モデル事業の受け入れによるものでございます。

17 款寄付金、1 項 1 目 1 節一般寄付金 1 千万円であります。これは地域振興全般に対する寄付がございまして、これを受け入れするものでございます。

同じく 17 款 1 項 5 目 1 節小学校費寄付金 30 万円であります。こちらは苗羽小学校への寄付がございまして、これを受け入れするものでございます。

次に、18 款繰入金、1 項 2 目 1 節ふるさとづくり基金繰入金 120 万円であります。これは協働のまちづくり支援事業の財源といたしまして、ふるさとづくり基金から繰り入れるものでございます。

19 款繰越金、1 項 1 目 1 節前年度繰越金 3,476 万円につきましては、今回の補正による一般財源の必要額をここで対応いたしております。

次に、20 款諸収入、5 項 1 目 3 節雑入のうち、説明欄 1 の自治総合センターコミュニティー助成金 290 万円であります。これは坂手地区の太鼓台改修と苗羽小学校音楽部関係者で組織いたします早苗会の第 40 回たそがれコンサートの開催につきまして、財団法人自

治総合センターに助成申請を行ってございましたところ、今般交付決定通知がございましたので、ここで受け入れするものでございます。説明欄2の地域活性化センター助成金100万円につきましては、B&G海洋センターのプールとテニスコートのリニューアル記念事業について、こちらも財団法人地域活性化センターに助成申請を行っていたところ、今般交付決定通知がございましたので、ここで受け入れし、事業財源に充当するものでございます。次に、説明欄3の地域の芸術環境づくり助成金380万円でございます。これは、財団法人岬の分教場保存会が実施を計画しておりますミュージカル「二十四の瞳」の開催について、こちらも財団法人自治総合センターに助成申請を行ってございましたところ、今般交付決定通知がありましたので、ここで受け入れし、同財団に同額を補助しようとするものでございます。以上、歳入の補正額合計は6,046万9千円となっております。

次に、歳出のご説明を申し上げます。7ページ、8ページをお開き願います。

2款総務費、1項7目企画費、8節報償費5万円と11節需用費7万円であります。これは、7月6日に予定をしております小豆島神戸航路の坂手港への第1便寄港に際して、歓迎セレモニーの実施を計画しており、これにかかわる苗羽小学校音楽部への参加謝金とセレモニー用消耗品を増額補正するものでございます。同じく13節委託料300万円につきましては、小豆島神戸航路の就航を契機といたしまして島の魅力を全国に発信するため、プレスツアーの実施やテレビ番組の制作支援を専門業者に委託しようとするものでございます。同じく19節負担金補助及び交付金410万円のうち、説明欄1の自治総合センターコミュニティ助成事業助成金290万円につきましては、歳入でもご説明申し上げましたとおり財団法人自治総合センターの助成事業を活用いたしまして、坂手地区の太鼓台改修に250万円を、早苗会の第40回たそがれコンサートの開催に40万円、それぞれ坂手自治会と早苗会に補助しようとするものでございます。説明欄2の協働のまちづくり支援事業補助金120万円につきましては、当初予算で組織化支援7事業、新規事業活動支援15事業分の510万円を措置しておりましたが、予想を上回る申請が見込まれることから組織化支援、新規事業でございますが4事業分の120万円を増額補正させていただくものでございます。同じく25節積立金750万円であります。これは、歳入でご説明申し上げました地域振興全般に対する寄付1千万円を原資に、地域振興を目的といたしました3つの基金に積み立てを行い、今後の地域振興施策の財源とするもので、ふるさとづくり基金に500万円、産業の営み基金に250万円の合計750万円に加えまして、後ほどご説明いたしますアートフィールド基金に残りの250万円を積み立てしようとするものでございます。

次に、2款1項17目災害支援費182万5千円であります。これは、新たに歳出目災害支援費を設けまして、東日本大震災の被災者支援に要する経費を一括計上したもので、被災地への旅費や合同慰霊祭に小豆島町の特産品である菊を送る経費、これに加えまして被災者の受け入れと生活支援にかかわる予算を措置いたしております。また、被災者受け入れの住宅を無償で提供していただいた方に固定資産税相当額を奨励金として交付しようとするものでございます。

次に、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、21節貸付金240万円であります。こちらは保健・医療・福祉関係就学資金につきまして、本年度から貸付対象を大幅に拡充した結果、貸付希望者が当初見込みを大幅に上回り、4月に開催された臨時議会で増額補正をお願いいたしましたが、補正予算措置後に貸付申し込みがあった4件分について再度増額補正をお願いし、希望する方全員に就学資金を貸し付けようとするものでございます。

3款2項3目母子等福祉費195万6千円あります。これも歳入でご説明いたしました、県の補助制度が改正され、本年8月診療分から父子家庭の父親等を支給対象に含めることとなったため、電算システムの改修委託料78万8千円と8月診療分から翌年2月診療分の7カ月間の支給見込み額116万8千円を計上いたしております。

3款2項4目児童福祉施設費30万円につきましては、内海保育所の複合機が老朽化により使用不能となったため、新たにデジタル複合機を購入するものでございます。

4款衛生費、1項3目環境衛生費、1ページめくっていただきまして9ページ、10ペー

ジの一番上、18節備品購入費26万7千円であります。これは、坂手地区を初め町内各地で実効性の高い野犬対策が求められている中、自動ロック機能のある捕獲器3台を新たに購入し、集中的な野犬捕獲を実施しようとするものでございます。

5款労働費、1項4目緊急雇用対策費577万5千円であります。これは、歳入でもご説明いたしました香川県ふるさと雇用再生特別基金事業補助金を活用いたしまして、オリーブを初め地魚や野菜など地元の食材を使用したレシピ開発等を行うとともに、各種イベントを通じオリーブの普及啓発を進めようとするものでございます。なお、事業期間は補正予算議決後速やかに着手し、本年度末を終期とするものでございます。

次に、7款商工費、1項2目商工業振興費、1節報酬39万4千円及び9節旅費19万2千円あります。これは、本年度から設置いたしました産業振興環境技術会議アドバイザーにつきまして、具体的な活動内容を協議検討いたしましたところ、当初見込んでおりました活動日数を増加させる必要が生じたため、報酬及び旅費を増額補正するものでございます。同じく19節負担金補助及び交付金5万円あります。これは、先ほど一般質問において町長が答弁をいたしました、企業誘致に関する情報収集や情報発信を目的に、新たに香川県企業誘致推進協議会に加盟しようとするものでございます。このあたり加盟させていただいて、香川県との連携をより密にしていこうというふうな目的でございます。この加盟のための同会への負担金を計上いたしております。

次に、7款1項3目観光費615万円あります。この目では大きく分けまして小豆島神戸航路の復活を契機に実施するPR事業に要する経費と、石の歴史シンポジウムの開催に要する経費を主に計上しております。まず、8節報償費60万3千円につきましては、石の歴史のシンポ、パネラー増員分の謝金と、小豆島神戸航路関係では夏休み期間中坂手港での観光案内の実施と、神戸等でのキャンペーン参加者謝金でございます。9節旅費25万7千円につきましては、歴史シンポ開催に向けての講師との打ち合わせ旅費とキャンペーンへの協力者の費用弁償を計上いたしております。11節需用費278万4千円につきましては、歴史シンポ分としてのぼり旗、ポスター、パンフレットの製作費等で86万4千円を、神戸関係のキャンペーン用消耗品、既存パンフレットの修正、また夏のイベント、PR用チラシの製作に加えまして、観光案内板の修繕料など192万円を計上させていただいております。12節役務費6万3千円につきましては、ポスター及びチラシの送料でございます。13節委託料136万5千円につきましては、歴史シンポの開催場所に旧福田小学校体育館を予定いたしており、音響、照明等会場設営等委託料を新たに計上させていただいております。14節使用料及び賃借料7万8千円につきましては、歴史シンポで実施を予定しております碎石の島をめぐるクルージングでのマイクロバスの借り上げ料でございます。最後になりますが、19節負担金補助及び交付金100万円につきましては、第2回瀬戸内国際芸術祭の2013年開催に向けた準備負担金でございます。

7款1項4目観光施設費、25節積立金1,500万円あります。これは、平成22年度中に財団法人岬の分教場保存会から500万円、同じく財団法人小豆島オリーブ公園から1千万円の寄付があったことから、今後の岬の分教場及び小豆島オリーブ公園の整備や活性化を図るための資金とするため、岬の分教場整備運営基金及び小豆島オリーブ公園整備運営基金にそれぞれ寄付相当額を積み立てるものでございます。

8款土木費、4項1目港湾管理費、1ページめくっていただきまして11ページ、12ページが一番上、11節需用費280万円あります。こちらは小豆島神戸航路の復活に際しまして、歩行者通路の確保など坂手港での修繕が必要となったため、修繕料を計上させていただいたものでございます。

8款5項2目改良住宅管理費、19節負担金補助及び交付金10万8千円あります。これは、地上デジタル放送を受信するため、橘テレビ共同受信組合への改良住宅15棟及び公営住宅3棟分の維持管理負担金でございます。

10款教育費、1項2目事務局費、11節需用費24万4千円あります。こちらは、二面教員住宅につきまして、水道管の老朽化が著しく、さび等の濁りが発生しているため、2



部屋分の屋内配管を更新し、利用の用に供しようとするものでございます。

同じく 10 款 2 項 2 目教育振興費、9 節旅費 5 万円、11 節需用費 10 万円であります。これは歳入でも申し上げましたが、県からの委託事業であり、安田小学校が受託いたします言語活動の充実促進モデル事業の実施に必要な経費を計上いたしております。同じく 19 節負担金補助及び交付金 30 万円につきましては、苗羽小学校への楽器整備のための寄付がございましたので、それを補助しようとするものでございます。

10 款 6 項 1 目社会教育総務費 9 万 5 千円であります。これは壺井栄先生の生誕地への誘導看板等の設置と環境整備委託料で、小豆島神戸航路の復活に合わせまして現在荒れた状態になっております生誕地を再整備し、郷土が生んだ偉大な作家壺井栄を広く紹介しようとするものでございます。

10 款 6 項 8 目芸術振興費、19 節負担金補助及び交付金 380 万円であります。これも歳入でも申し上げましたが、財団法人岬の分教場保存会が主催いたしますミュージカル「二十四の瞳」につきまして、財団法人自治総合センターの助成金を財源として、助成金と同額の補助金を同岬の分教場保存会に交付しようとするものでございます。同じく 25 節積立金 250 万円につきましては、さきに企画費でもご説明いたしましたとおり地域振興全般に対する寄付を原資といたしまして、アートフィールド基金に 250 万円を積み立てるものでございます。

10 款 7 項 1 目保健体育総務費 100 万円であります。これも歳入でもご説明いたしましたが、財団法人地域活性化センターからの助成金を財源といたしまして、B & G 海洋センターのプールとテニスコートのリニューアル記念事業といたしましてテニス大会、テニス教室の開催とともに、アクアビクス教室を実施しようとするものでございます。

10 款 7 項 3 目海洋センター費 48 万 8 千円あります。1 ページめくっていただきまして 13 ページ、14 ページをごらんください。

こちらは B & G 海洋センター職員の人事異動に伴い、海洋レクリエーション指導員研修の受講と、救助艇操縦のため 2 級小型船舶操縦士免許の取得が必要となったため、研修にかかわる旅費、診断書手数料及び研修負担金を計上させていただいております。以上、歳出予算の補正総額は 6,046 万 9 千円となっております。

これで一般会計補正予算（第 2 号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（秋長正幸君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。11 番村上議員。

○11 番（村上久美君） ページ 9、10 のところで、観光費。特にこのページは坂手、神戸港の開港に関する予算が追加で補正されてる内容が多々いろんなところに配分されておりますが、新しく坂手港の開港ということでホテル、宿泊先関係、あるいは道の駅、観光施設、島内のバス停とかの乗り場とか港関係、そういうところへの案内、時間の案内ですね、坂手、神戸港の時間案内等を含めて、今あるパンフレットがそれぞれに各関係場所に配布されていると思うんですが、そことの関係で新たに坂手、神戸港の時間を加筆なりしたものがどういう形になるのでしょうか、新たに作成されるのか。それと今現在各それぞれ小豆島圏内の関係施設に置いてあるそういうパンフレット関係は、今後どう処理するのか。そこら辺の枚数的なものなんかもどうなるのでしょうか。そこら辺を伺いたいと思います。

それと、これは本当かどうかちょっとわからないんですが、坂手神戸港のフェリー、乗用車で島へ入港した場合、帰り、島内で 1 泊してというのが条件で、片道が無料になるというような話もちらっと何か聞こえてくるんですが、そういうふうなことなんかも会社としてそういうことをやるというふうになってるんですか。そういうことがいろんな住民関係に知らされる方法としてはどういうふうな形になるのでしょうか。そういう点伺いたいと思います。



○議長（秋長正幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（坂東民哉君） まず、パンフレットとかチラシについてなんですけれども、一応残部数といたしましてA4サイズが約14万部、それと小冊子のほうが約20万部以上あります。種類としてはこれもう30種類ぐらいあるんですけれども、かなり古い冊子とかチラシで、現在余り使用していないようなものもあります。すべて修正するわけにまいりませんので、A4判のサイズに対しては一応A4の両面カラーで2万部程度を別に増刷しまして、一緒に渡してPRすると。小冊子のほうにつきましては、A5判の白黒の2つ折りで、その間に挟んで修正版というか追加して、周知してまいりたいというふうに考えております。

○議長（秋長正幸君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事兼課長（松本 篤君） もう一点のお帰りのフェリー料金を無料とするというお話でございますが、こちらはあくまでも小豆島での宿泊施設にお泊まりいただいた方を帰りのフェリーの券をただにするということで、ふねタダ・のりのり祭りということで、ジャンボフェリー株式会社と島内の宿泊施設の共同で行っておる事業でございます。そういったことにつきましては、本日本会議終了後交通問題特別委員会でも、そういった記者発表するについてはご説明させていただく予定にいたしております。以上です。

○議長（秋長正幸君） 11番村上議員。

○11番（村上久美君） 車両は大きさいろいろあると思うんですが、それは無条件になるんですか。

○議長（秋長正幸君） 企画財政課参事。

○企画財政課参事兼課長（松本 篤君） 当然トラックとかそういったのは観光客は利用されませんので、乗用車の帰りが無料ということで普通車、軽四、ともに無料というふうにお聞きをいたしております。

○議長（秋長正幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これから採決します。  
議案第36号は原案どおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案どおり可決さ

れました。

~~~~~

日程第 1 1 議員派遣について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第 11、議員派遣についてを議題といたします。

今期定例会閉会中に議員の派遣の申し出が提出されています。詳細については印刷配付のとおりであります。議員派遣については、会議規則第 119 条の規定により議会の議決を経ることになっております。

お諮りします。

お手元に配付しております申出書のとおり、議員の派遣についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、申出書のとおり議員を派遣することに決定されました。

~~~~~

日程第 1 2 閉会中の継続調査の申し出について

日程第 1 3 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（秋長正幸君） 次、日程第 12 及び日程第 13、閉会中の継続調査の申し出についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、日程第 12 及び日程第 13 を一括議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から各委員会において調査中の案件につき、会議規則第 74 条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付すことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋長正幸君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査に付すことに決定されました。

以上で今期定例会の全日程を終了しましたので会議を閉じます。

事務局からこの後の日程について連絡があります。

○議会事務局長（大江正彦君） この後の日程につきましてお知らせいたします。

この後 2 時 30 分より隣の第 4、第 5 会議室におきまして、交通問題特別委員会を開催いたします。さらにその後、委員会室におきまして広報編集特別委員会を開催いたします。

委員の皆さん並びに関係する執行部の皆さん方には大変お疲れのことと存じますが、よろしく願いいたします。

○議長（秋長正幸君） これをもちまして平成 23 年第 2 回小豆島町議会定例会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

閉会 午後 2 時 05 分

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

小豆島町議会議長

小豆島町議会議員

小豆島町議会議員